

建築行政共用データベースシステム 説明会資料

日 時 平成 24 年 11 月 28 日 (水) 10:30～12:00
場 所 シーガイアコンベンションセンター 天樹

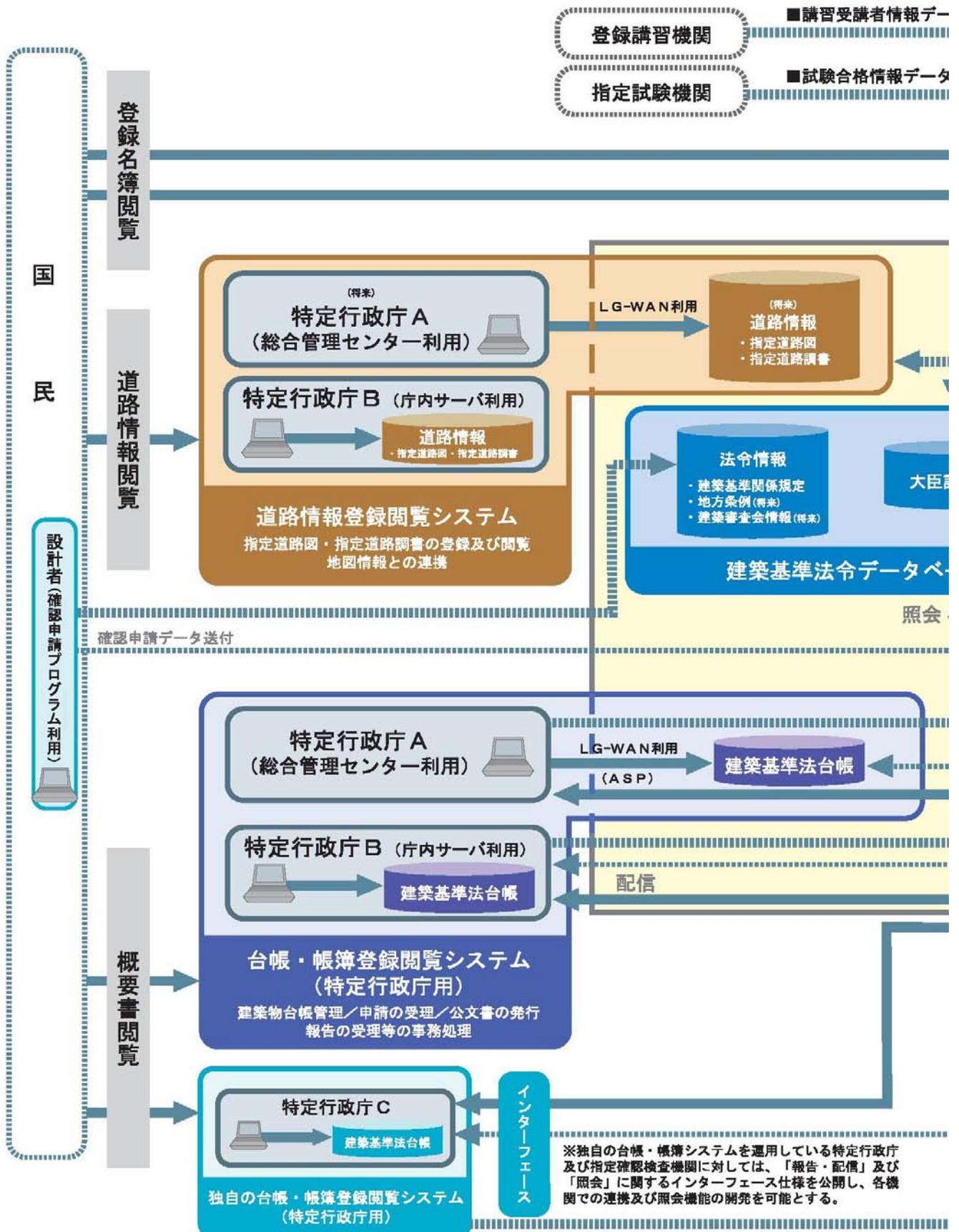
次第

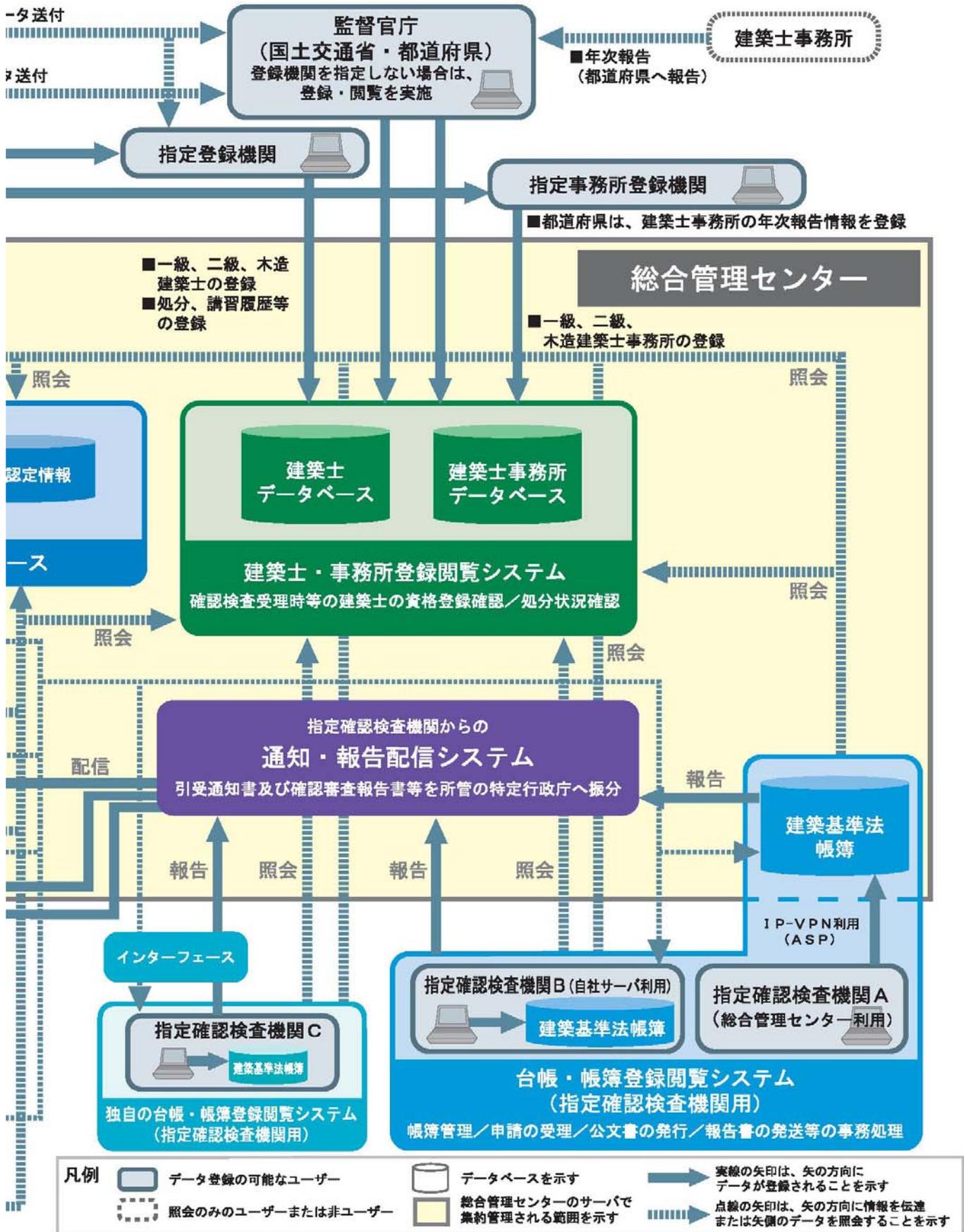
専務理事挨拶

- I 共用データベースの概要と利用状況..... pp.3～14
- II 定期講習受講歴チェックへの対応 pp.15～24
- III 台帳システムの改修状況 pp.25～44
- IV 配信システムの普及策 pp.45～48
- V 既存台帳の電子化と地図システム pp.49～61

I 共用データベースの概要と利用状況

■ 全体構成イメージ





1. 建築行政共用データベースシステムの目的

構造計算書偽装問題を契機に大きく揺らいでいる住宅・建築物の安全性に対する国民の信頼回復及び建築行政における対応の迅速化を図るため、建築士、建築士事務所等の登録情報及び住宅・建築物のストック情報等に関するデータベースシステムを管理運営するものです。

平成19年より3ヵ年をかけ、国庫補助事業^{※1}として構築しました。

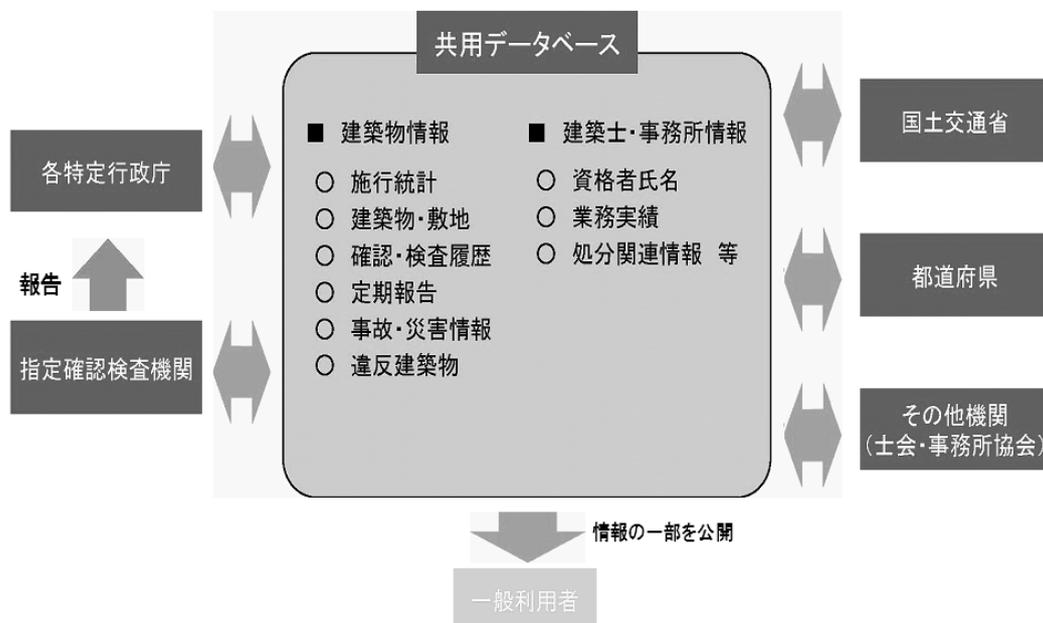
2. 建築行政共用データベースシステムの効果

「建築行政共用データベースシステム」を構築することにより、次のとおり建築行政の迅速化、的確化を図ることができます。

- ・ 事件・事故などが発生するたびに職員が膨大な労力を費やして行ってきた建築物に係る調査・集計業務の迅速化が可能となる。
- ・ 従前、実質的に不可能であった所管行政として行うべき建築基準法や建築士法に基づく資格者、事業者に対する指導・監督等の行政事務が可能となる。 等

また、建築行政マネジメント計画^{※2}に基づく、建築確認・検査等に係るデータベースの整備等の各種施策に活用が可能です。

建築行政共用データベースシステムのイメージ



※1 国庫補助事業：平成19年～21年度住宅市場整備等推進事業、補助率10分の10。

※2 建築行政マネジメント計画：平成22年5月17日国住指第655号「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）」による。

3. システムの構成と利用状況

データベースシステムは次の5つのサブシステムから構成され、「総合管理センター」にて統合的に管理運営されています。

①台帳・帳簿登録閲覧システム

区分	総数 (H24.10月現在)	H24.10月現在利用中		H25.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	448	204	46%	239	53%
指定機関計	127	4	3%	4	3%
合計	575	208	36%	243	42%

②通知・報告配信システム

区分	総数 (H24.10月現在)	H24.10月現在利用中		H25.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	448	242	54%	282	63%
指定機関計	127	20	16%	35	28%
合計	575	262	46%	317	55%

※表は利用契約数であり、実際に送受信していることを示すものではありません

③建築士・事務所登録閲覧システム

(登録：建築士法関係)

区分	総数 (H24.10月現在)	H24.10月現在利用中		H25.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
国	1	1	100%	1	100%
都道府県	47	47	100%	47	100%
登録機関計	78	78	100%	80	100%
合計	126	126	100%	128	100%

(照会：建築基準法関係)

区分	総数 (H24.10月現在)	H24.10月現在利用中		H25.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	448	242	54%	282	63%
指定機関計	127	20	16%	35	28%
合計	575	262	46%	317	55%

④建築基準法令データベース

区分	総数 (H24.10月現在)	H24.10月現在利用中		H25.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	448	242	54%	282	63%
指定機関計	127	20	16%	35	28%
合計	575	262	46%	317	55%

⑤道路情報登録閲覧システム (総合管理センターでの管理運営は将来)

区分	総数 (H24.10月現在)	H24.10月現在利用中		H25.4月利用見込	
		団体数	利用率	団体数	利用率
特定行政庁計	448	11	2%	10	2%

※H25.4月利用見込には、4月以降に新規特庁や登録機関となる予定の団体を含む

※指定機関は⑤道路情報登録閲覧システムは利用対象外

【参考】 建築行政共用データベースシステム利用機関一覧(予定を含む)

平成25年4月1日見込

■利用形態①					利用対象システム ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム(照会) ・建築基準法令データベースシステム(大臣認定データベース含む)				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	北海道	22	都道府県	51	栃木県	足利市	24	4条2項
2		函館市	22	4条1項	52		栃木市	25	4条2項
3		旭川市	23	4条1項	53		佐野市	25	4条2項
4		室蘭市	22	4条2項	54		鹿沼市	23	4条2項
5		釧路市	24	4条2項	55		小山市	22	4条2項
6		帯広市	25	4条2項	56		那須塩原市	23	4条2項
7		苫小牧市	22	4条2項	57		日光市	25	4条2項
8		東神楽町	23	限特	58		大田原市	24	4条2項
9		中標津町	23	限特	59	群馬県	群馬県	25	都道府県
10	青森県	青森県	24	都道府県	60		館林市	25	4条2項
11		青森市	25	4条1項	61		渋川市	25	限特
12		弘前市	23	4条2項	62		富岡市	23	限特
13		八戸市	23	4条2項	63		安中市	24	限特
14	岩手県	岩手県	22	都道府県	64		沼田市	25	限特
15		盛岡市	23	4条1項	65	埼玉県	埼玉県	22	都道府県
16		宮古市	25	限特	66		さいたま市	23	政令市
17		花巻市	25	限特	67		川口市	22	4条1項
18		北上市	22	限特	68		草加市	23	4条2項
19		一関市	22	限特	69		熊谷市	24	4条2項
20		釜石市	22	限特	70		飯能市	22	限特
21		奥州市	25	限特	71		東松山市	23	限特
22	宮城県	宮城県	23	都道府県	72		深谷市	24	限特
23		仙台市	22	政令市	73		入間市	22	限特
24		石巻市	25	4条2項	74		坂戸市	23	限特
25		塩竈市	25	4条2項	75		日高市	23	限特
26		大崎市	25	4条2項	76		松伏町	22	限特
27	秋田県	秋田市	23	4条1項	77		白岡市	24	限特
28	山形県	山形県	22	都道府県	78	千葉県	千葉県	22	都道府県
29		山形市	24	4条2項	79		千葉市	22	政令市
30		米沢市	24	限特	80		松戸市	23	4条1項
31		鶴岡市	25	限特	81		柏市	22	4条1項
32		酒田市	22	限特	82		市原市	23	4条1項
33		天童市	23	限特	83		八千代市	23	4条2項
34	福島県	福島県	22	都道府県	84		木更津市	22	限特
35		福島市	24	4条1項	85		野田市	23	限特
36		郡山市	25	4条1項	86		茂原市	22	限特
37		いわき市	23	4条1項	87		習志野市	22	限特
38		会津若松市	22	限特	88		流山市	23	限特
39		須賀川市	22	限特	89		我孫子市	25	4条2項
40	茨城県	茨城県	22	都道府県	90		鎌ヶ谷市	23	限特
41		水戸市	22	4条1項	91		君津市	23	限特
42		日立市	22	4条2項	92		浦安市	24	限特
43		土浦市	23	4条2項	93		四街道市	25	限特
44		古河市	22	4条2項	94		印西市	25	限特
45		北茨城市	22	4条2項	95		白井市	24	限特
46		取手市	22	4条2項	96	東京都	港区	22	特別区
47		つくば市	22	4条2項	97		中野区	24	特別区
48		ひたちなか市	22	4条2項	98		葛飾区	25	特別区
49	栃木県	栃木県	23	都道府県	99	神奈川県	神奈川県	22	都道府県
50		宇都宮市	24	4条1項	100		横浜市	24	政令市

■利用形態①				利用対象システム ・台帳・帳簿登録閲覧システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベースシステム（大臣認定データベース含む）						
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分	
101	神奈川県	川崎市	23	政令市	151	愛知県	一宮市	23	4条1項	
102		横須賀市	23	4条1項	152		春日井市	25	4条1項	
103		藤沢市	24	4条1項	153		豊田市	23	4条1項	
104		平塚市	23	4条1項	154		半田市	25	限特	
105		小田原市	22	4条2項	155		安城市	23	限特	
106		茅ヶ崎市	22	4条2項	156		西尾市	23	限特	
107		秦野市	23	4条2項	157		江南市	25	限特	
108		厚木市	23	4条2項	158		東海市	24	限特	
109		大和市	23	4条2項	159		三重県	三重県	23	都道府県
110	新潟県	新潟県	23	都道府県	160	三重県	四日市市	24	4条1項	
111		新潟市	22	政令市	161		津市	22	4条1項	
112		長岡市	25	4条1項	162		松阪市	24	4条2項	
113		柏崎市	22	4条2項	163		桑名市	23	4条2項	
114		新発田市	22	4条2項	164		鈴鹿市	23	4条2項	
115		上越市	23	4条2項	165		名張市	22	限特	
116	富山県	富山県	23	都道府県	166	滋賀県	滋賀県	23	都道府県	
117		富山市	23	4条1項	167		大津市	22	4条1項	
118		財団法人富山県建築住宅センター	23	知事指定	168		彦根市	23	4条2項	
119	石川県	石川県	23	都道府県	169	滋賀県	長浜市	24	4条2項	
120		金沢市	23	4条1項	170		近江八幡市	22	4条2項	
121		野々市市	24	4条2項	171		草津市	23	4条2項	
122	福井県	福井県	22	都道府県	172	滋賀県	守山市	22	4条2項	
123		福井市	23	4条1項	173		東近江市	23	4条2項	
124		一般財団法人福井県建築住宅センター	23	知事指定	174	京都府	京都府	22	都道府県	
125	山梨県	山梨県	23	都道府県	175	京都府	特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	22	知事指定	
126		甲府市	23	4条2項	176		大阪府	大阪府	22	都道府県
127	長野県	諏訪市	22	限特	177	大阪府	大阪市	24	政令市	
128	岐阜県	岐阜県	24	都道府県	178		堺市	23	政令市	
129		岐阜市	25	4条1項	179		吹田市	22	4条1項	
130		大垣市	23	4条2項	180		寝屋川市	23	4条2項	
131		各務原市	24	4条2項	181		箕面市	23	4条2項	
132	静岡県	静岡県	23	都道府県	182		大阪府	羽曳野市	22	4条2項
133		静岡市	23	政令市	183			奈良県	奈良県	23
134		浜松市	23	政令市	184	奈良市		22	4条1項	
135		沼津市	23	4条2項	185	橿原市	24	4条2項		
136		富士宮市	22	4条2項	186	和歌山県	和歌山市	23	4条1項	
137		富士市	23	4条2項	187	鳥取県	鳥取県	22	都道府県	
138		焼津市	23	4条2項	188		鳥取市	24	4条2項	
139		三島市	22	限特	189		米子市	24	4条2項	
140		磐田市	23	限特	190		倉吉市	23	4条2項	
141		伊東市	22	限特	191	島根県	島根県	22	都道府県	
142		島田市	23	限特	192		松江市	24	4条2項	
143		掛川市	23	限特	193		出雲市	22	4条2項	
144		藤枝市	23	限特	194		浜田市	22	限特	
145		御殿場市	23	限特	195		益田市	23	限特	
146		袋井市	23	限特	196		大田市	22	限特	
147		裾野市	25	限特	197		安来市	22	限特	
148		湖西市	23	限特	198		江津市	25	限特	
149		愛知県	豊橋市	25	4条1項	199	雲南市	25	限特	
150	岡崎市		23	4条1項	200	岡山県	岡山県	22	都道府県	

■利用形態②					利用対象システム ・通知・報告配信システム ・建築士・事務所登録閲覧システム（照会） ・建築基準法令データベースシステム （大臣認定データベース含む）				
No	区域	機関名	導入年度	区分	No	区域	機関名	導入年度	区分
1	北海道	江別市	23	4条2項	51	大阪府	八尾市	23	4条1項
2	群馬県	藤岡市	25	限特	52		東大阪市	22	4条1項
3	埼玉県	志木市	22	限特	53		岸和田市	23	4条2項
4		富士見市	22	限特	54		和泉市	25	4条2項
5		ふじみ野市	22	限特	55		一般財団法人日本建築総合試験所	23	大臣指定
6	千葉県	船橋市	22	4条1項	56		株式会社西日本住宅評価センター	23	大臣指定
7		佐倉市	24	4条2項	57		株式会社日本確認検査センター	24	地整指定
8	東京都	立川市	25	4条2項	58		株式会社総合確認検査機構	24	地整指定
9		三鷹市	24	4条2項	59	兵庫県	兵庫県	22	都道府県
10		千代田区	24	特別区	60	広島県	三原市	22	4条2項
11		中央区	23	特別区	61		尾道市	25	4条2項
12		新宿区	24	特別区	62		株式会社ジェイ・イー・サポート	24	大臣指定
13		江東区	24	特別区	63		ハウスプラス中国住宅保証株式会社	24	地整指定
14		品川区	24	特別区	64	徳島県	徳島県	22	都道府県
15		大田区	25	特別区	65		株式会社とくしま建築住宅センター	24	知事指定
16		世田谷区	22	特別区	66	福岡県	福岡県	23	都道府県
17		渋谷区	23	特別区	67		北九州市	22	政令市
18		杉並区	24	特別区	68		福岡市	24	政令市
19		荒川区	22	特別区	69		一般財団法人福岡県建築住宅センター	25	知事指定
20		板橋区	23	特別区	70	熊本県	熊本県	23	都道府県
21		練馬区	25	特別区	71		天草市	24	4条2項
22		足立区	22	特別区	72	大分県	中津市	23	4条2項
23		一般財団法人日本建築センター	23	大臣指定	73	鹿児島県	薩摩川内市	23	限特
24		日本E R I株式会社	23	大臣指定	74	沖縄県	宜野湾市	24	4条2項
25		ハウスプラス確認検査株式会社	24	大臣指定					
26		株式会社住宅性能評価センター	23	大臣指定					
27		株式会社都市居住評価センター	23	大臣指定					
28		一般財団法人バスターリビング	22	大臣指定					
29		日本建築検査協会株式会社	23	大臣指定					
30		S B Iアーキテクオリティ株式会社	23	大臣指定					
31		株式会社グッド・アイズ建築検査機構	24	大臣指定					
32		株式会社東京建築検査機構	23	地整指定					
33		株式会社ビルディングナビゲーション確認評価機構	24	地整指定					
34		一般社団法人日本住宅性能評価機構	24	地整指定					
35		株式会社J建築検査センター	24	地整指定					
36	神奈川県	株式会社東日本住宅評価センター	24	大臣指定					
37		ビューローベリタスジャパン株式会社	23	大臣指定					
38		富士建築センター株式会社	22	大臣指定					
39		S G S ジャパン株式会社	22	大臣指定					
40	新潟県	三条市	22	4条2項					
41	石川県	能美市	24	限特					
42	長野県	岡谷市	23	限特					
43	静岡県	一般財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンター	23	知事指定					
44	愛知県	株式会社確認サービス	24	大臣指定					
45		財団法人愛知県建築住宅センター	24	知事指定					
46	滋賀県	株式会社確認検査機構アネックス	23	地整指定					
47		一般財団法人滋賀県建築住宅センター	25	知事指定					
48	京都府	京都市	23	政令市					
49		株式会社I-P E C	25	地整指定					
50	大阪府	豊中市	22	4条1項					

■ 建築士・事務所登録閲覧システム（登録）

No	区域	機関名	区分	No	区域	機関名	区分
1	北海道	北海道	都道府県	51	石川県	社団法人石川県建築士事務所協会	事務所協会
2		社団法人北海道建築士会	建築士会	52	福井県	福井県	都道府県
3		社団法人北海道建築士事務所協会	事務所協会	53	山梨県	山梨県	都道府県
4	青森県	青森県	都道府県	54	長野県	長野県	都道府県
5		社団法人青森県建築士会	建築士会	55		社団法人長野県建築士会	建築士会
6		社団法人青森県建築士事務所協会	事務所協会	56		一般社団法人長野県建築士事務所協会	事務所協会
7	岩手県	岩手県	都道府県	57	岐阜県	岐阜県	都道府県
8		社団法人岩手県建築士会	建築士会	58		社団法人岐阜県建築士会	建築士会
9	宮城県	宮城県	都道府県	59		社団法人岐阜県建築士事務所協会	事務所協会
10		社団法人宮城県建築士会	建築士会	60	静岡県	静岡県	都道府県
11		社団法人宮城県建築士事務所協会	事務所協会	61		公益社団法人静岡県建築士会	建築士会
12	秋田県	秋田県	都道府県	62		一般社団法人静岡県建築士事務所協会	事務所協会
13		社団法人秋田県建築士事務所協会	事務所協会	63	愛知県	愛知県	都道府県
14	山形県	山形県	都道府県	64		公益社団法人愛知建築士会	建築士会
15		社団法人山形県建築士会	建築士会	65		社団法人愛知県建築士事務所協会	事務所協会
16		社団法人山形県建築士事務所協会	事務所協会	66	三重県	三重県	都道府県
17	福島県	福島県	都道府県	67		社団法人三重県建築士会	建築士会
18		社団法人福島県建築士会	建築士会	68		一般社団法人三重県建築士事務所協会	事務所協会
19		社団法人福島県建築士事務所協会	事務所協会	69	滋賀県	滋賀県	都道府県
20	茨城県	茨城県	都道府県	70		社団法人滋賀県建築士会	建築士会
21		社団法人茨城県建築士会	建築士会	71		一般社団法人滋賀県建築士事務所協会	事務所協会
22		社団法人茨城県建築士事務所協会	事務所協会	72	京都府	京都府	都道府県
23	栃木県	栃木県	都道府県	73		社団法人京都府建築士会	建築士会
24		社団法人栃木県建築士会	建築士会	74		一般社団法人京都府建築士事務所協会	事務所協会
25		社団法人栃木県建築士事務所協会	事務所協会	75	大阪府	大阪府	都道府県
26	群馬県	群馬県	都道府県	76		社団法人大阪府建築士会	建築士会
27		一般社団法人群馬建築士会	建築士会	77		社団法人大阪府建築士事務所協会	事務所協会
28		社団法人群馬県建築士事務所協会	事務所協会	78	兵庫県	兵庫県	都道府県
29	埼玉県	埼玉県	都道府県	79		社団法人兵庫県建築士会	建築士会
30		社団法人埼玉県建築士会	建築士会	80		一般社団法人兵庫県建築士事務所協会	事務所協会
31		社団法人埼玉県建築士事務所協会	事務所協会	81	奈良県	奈良県	都道府県
32	千葉県	千葉県	都道府県	82	和歌山県	和歌山県	都道府県
33		社団法人千葉県建築士会	建築士会	83		社団法人和歌山県建築士会	建築士会
34		社団法人千葉県建築士事務所協会	事務所協会	84		一般社団法人和歌山県建築士事務所協会	事務所協会
35	東京都	東京都	都道府県	85	鳥取県	鳥取県	都道府県
36		公益社団法人日本建築士会連合会	建築士会	86		社団法人鳥取県建築士会	建築士会
37		社団法人東京建築士会	建築士会	87		社団法人鳥取県建築士事務所協会	事務所協会
38		一般社団法人東京都建築士事務所協会	事務所協会	88	島根県	島根県	都道府県
39		国土交通省住宅局建築指導課	国	89		社団法人島根県建築士会	建築士会
40	神奈川県	神奈川県	都道府県	90		社団法人島根県建築士事務所協会	事務所協会
41		社団法人神奈川県建築士会	建築士会	91	岡山県	岡山県	都道府県
42		社団法人神奈川県建築士事務所協会	事務所協会	92		社団法人岡山県建築士会	建築士会
43	新潟県	新潟県	都道府県	93		社団法人岡山県建築士事務所協会	事務所協会
44		一般社団法人新潟県建築士会	建築士会	94	広島県	広島県	都道府県
45		社団法人新潟県建築士事務所協会	事務所協会	95		社団法人広島県建築士会	建築士会
46	富山県	富山県	都道府県	96		社団法人広島県建築士事務所協会	事務所協会
47		社団法人富山県建築士会	建築士会	97	山口県	山口県	都道府県
48		社団法人富山県建築士事務所協会	事務所協会	98		社団法人山口県建築士会	建築士会
49	石川県	石川県	都道府県	99		社団法人山口県建築士事務所協会	事務所協会
50		社団法人石川県建築士会	建築士会	100	徳島県	徳島県	都道府県

Ⅱ 建築士定期講習受講歴チェックへの対応

平成 24 年 8 月 22 日

担当者会議（都道府県、政令指定都市及び国指定確認検査機関）配布資料

建築確認申請時の免許登録等の有無の確認について

特定行政庁の建築主事及び指定確認検査機関による建築士の免許登録の有無及び定期講習受講の状況の確認については、次の方法のいずれかによることを検討しています。（平成 25 年 1 月から実施）

1. 建築行政共用データベースによる確認

建築行政共用データベースを導入し、建築確認申請書に記載された設計者について、建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況の確認を行う方法。

※ データベース導入を決定しているものの、予算化の都合等により即座に導入できない機関等に対しては、平成 26 年 1 月までの暫定的な措置として、建築士名簿を簡易に検索できるシステムを開放する予定。

2. 建築士名簿の照会による確認

建築士法に基づく中央指定登録期間である公益社団法人日本建築士会連合会により発行される建築士登録内容により確認する方法。（建築士 1 人当たり 400 円の手数料）

3. 建築士の免許証及び定期講習修了証の原本の確認

建築確認申請時において、申請者に対して建築確認申請書に記載された設計者に係る建築士の免許証及び定期講習修了証の原本の提示を求め、内容を確認する方法。

なお、25 年 1 月までの間においても、対応しうる方法により、免許証の写の確認をお願いします。（例えば、免許証に記載されている建設大臣又は国土交通大臣と就任期間を照らし合わせてチェックするなど。）

1. 建築行政共用データベースによる確認方法について

① 共用データベース導入決定後、導入するまでの間

建築士名簿を簡易に検索できるシステム（以下「**無料版**」）により、建築士名簿の記載情報の一部を表示できます。（建築士の定期講習の受講状況の判定は利用者が行います。）

② 共用データベース導入後

建築士・事務所登録閲覧システム（以下「**有料版**」）のメニューに新設する「定期講習等」により、建築士の定期講習の受講状況の判定結果を表示できます。

2. 無料版と有料版の比較

比較項目	無料版	有料版
機能	・ 建築士名簿閲覧（項目限定）	・ 建築士名簿閲覧 ・ 定期講習受講状況判定結果表示 ※さらに台帳システムを利用している場合は、設計者欄への建築士データコピー機能あり
検索項目	・ 登録番号 ・ 一・二級・木造の別 ・ 登録都道府県（二級・木造のみ）	・ 登録番号 ・ 一・二級・木造の別 ・ 登録都道府県（二級・木造のみ） ・ 氏名・氏名フリガナ
動作環境	ブラウザソフト（IE6 以上推奨）	ブラウザソフト（IE6 以上推奨）
セキュリティ	・ 公衆回線（インターネット） ・ 送信時暗号化（SSL） ・ ID・パスワード	・ 専用回線（LGWAN/IP-VPN） ※仮にID・パスワードが漏えいしても、所定の事業所以外からは利用不可 ・ 送信時暗号化（SSL） ・ ID・パスワード
端末数	制限なし（機関別にID発行、同一IDでの同時利用可能）	制限なし（利用者別にID発行、同一IDでの同時利用不可）
更新頻度	・ 建築士免許情報：建築士免許発行または登録事項変更と同時 ・ 定期講習受講情報：2～3ヶ月おき	
提供時間	土日祝日を含む毎日（夜間3:00～5:00を除く）	
費用	無料	有料 （過去の確認件数実績に応じ、8万円～88万円）
提供主体	ICAS 新・建築士制度普及協会 （提供事務をICBAに委託）	ICBA
提供期間	H25年 1月より H26年 1月まで	H25年 1月より現行システムバージョンアップにて対応 （期間制限なし）
利用条件	H26年1月までに有料版を利用すること	法令データベース及び通知・報告配信システムとのセット利用 （建築士システム単独提供も検討中）
申込方法	検討中（全特庁・指定機関に案内送付予定）	ICBAと共用DB利用契約

3. 操作概要

(1) 無料版

○ログイン

- ・ユーザID・パスワードはICBAが1機関に1つ発行する。
- ・タイムアウトは1時間。

建築行政共用データベースシステム
Database System Shared by Building Administration

ユーザIDおよびパスワードを入力し、ログインボタンを押して下さい。

ユーザID: A002yujA
パスワード: ●●●●●●

ログイン

財団法人建築行政情報センター
お問い合わせ: icbavase@icba.or.jp

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

○検索及び検索結果表示

- ①登録区分・登録都道府県・登録番号を入力する（1級の場合、登録都道府県は大臣）。
- ②有効な建築士のみを対象とする（「詳細条件を表示する」メニューは使用しない）。
- ③登録番号は前方一致で、検索結果は10件まで表示する。10件を超えた場合はエラー表示（該当件数が10件を超えました）。
- ④スクロール・バーで10件までの表示を見られる様にする。
- ⑤生年月日、処分情報も表示する。
- ⑥該当がない場合は空白とする（該当建築士が存在しない場合は全て空白。旧姓・通称名・受講日・処分情報等が存在しない場合は該当箇所は空白）。
- ⑦氏名での検索はできない。
- ⑧システムで定期講習有効期間についての自動判定はできない。

建築士 閲覧

検索項目 (詳細条件を表示する) ②

建築士区分 1級 2級 木造 ① 登録都道府県

登録番号 第 06223 号

検索結果 N件 ③

資格区分	大臣・登録都道府県	登録番号	姓名
生年月日		○○YY年MM月DD日	旧姓
合格年月		○○YY年MM月	通称名
23年度末までの受講日		○○YY年MM月DD日	
定期講習受講日(最新)		○○YY年MM月DD日	
構造1級	構造設計1級建築士講習修了日	○○YY年MM月DD日	
	23年度末までの構造設計1級建築士定期講習受講日	○○YY年MM月DD日	
	構造設計1級建築士定期講習受講日(最新)	○○YY年MM月DD日	
設備1級	設備設計1級建築士講習修了日	○○YY年MM月DD日	
	23年度末までの設備設計1級建築士定期講習受講日	○○YY年MM月DD日	
	設備設計1級建築士定期講習受講日(最新)	○○YY年MM月DD日	
処分年月日		○○YY年MM月	処分内容
業務停止期間			

財団法人建築行政情報センター
お問い合わせ: icbavase@icba.or.jp

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

(2) 有料版

○ログイン

- ・ユーザID・パスワードは、ICBAがマスターIDを利用者の担当者に連絡し、利用者自身が各職員の必要に応じて個別のID/PWを発行する。

財団法人建築行政情報センター
お問い合わせ toiwase@icba.or.jp

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

○建築士・事務所登録閲覧システム起動

日時 2012年10月25日 13時50分 ログインユーザ 受講者53人 ログアウト ヘルプ

建築行政共用データベースシステム
Database System Shared by Building Administration

トップページ

システムメニュー

- 建築士・事務所登録閲覧システム
- 建築基準法令データベース
- 台帳登録閲覧システム (特定行政庁向け)
- 通知・報告配信システム
- 大臣認定データベース

管理メニュー

- 組織管理者メニュー
- パスワード変更
- よくあるご質問

前回ログイン
2012年10月25日 13時42分

お知らせ

09月20日【台帳・帳簿登録閲覧システム様式改正への対応について】
台帳・帳簿登録閲覧システムの様式改正対応は、年内を目途に現在改修中です。システム対応までの当面運用について、ICBAより指定はございません。各機関にて2年間の記載等、ご対応いただけますようお願いいたします。
なお、最新の様式はICBAのホームページに用意がございますのでご利用ください。
リンクはこちら↓
<http://www.icba.or.jp/shinprod/dl/110ShinseiYousei.html>
(ICBAホームページの「最新情報」にもリンクがあります。)

05月11日【台帳・帳簿登録閲覧システムよりあるべき期間台帳・帳簿登録閲覧システムに関する運用の不具合について(平成24年04月27日連絡協議会総会へ)】を更新いたしました。

09月26日【システムサービス休止期間 確認のお断り】
年度末に向けてお忙しいところ存じます。休日システムを利用される方のため、システムのサービス休止期間を通知いたします。
※今までの運用に変更はありません。

- 建築士・事務所登録閲覧システム
休止時間 AM 3:00～AM 5:00
- 台帳・帳簿登録閲覧システム
休止時間
(月)～(金) AM 1:00～AM 5:00
(土)～(日) AM 0:00～AM 5:00、PM21:00～24:00

過去の更新はこちら。

更新情報

04月09日【不具合対応リリースのお知らせ】
下記の不具合対応をリリースしました。
○修正された不具合
・登録証明書本文、発行者名の不具合

○メニュー選択

- ・既存画面に「定期講習等」メニューを追加
- ・建築士のほか、建築士事務所についても閲覧可能

日時 2012年10月25日 13時42分 ログインユーザ 受講者53人 ヘルプ 閉じる

建築士・事務所登録閲覧システム
Database System Shared by Building Administration

建築士
検索閲覧処理

建築士事務所
検索閲覧処理

前回ログイン
2012年10月24日 18時29分

財団法人建築行政情報センター
お問い合わせ toiwase@icba.or.jp

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

○検索及び検索結果表示

- ①登録区分・登録都道府県・登録番号を入力する（1級の場合、登録都道府県は大臣）。
- ②有効な建築士のみを対象とする（「詳細条件を表示する」メニューは使用しない）。
- ③登録番号は前方一致で、検索結果は10件まで表示する。10件を超えた場合はエラー表示（該当件数が10件を超えました）。
- ④スクロール・バーで10件までの表示を見られる様にする。
- ⑤生年月日等は、詳細表示で参照可能。
- ⑥構造設計一級・設備設計一級の無い者（返納があった者を含む）は、「-」表示。（該当建築士が存在しない場合は空白。旧姓・通称名・受講日・処分情報等が存在しない場合は該当箇所は空白）。
- ⑦氏名での検索も可能
- ⑧定期講習有効期間について、○または?で自動判定。（※1、※2 ?の理由は詳細画面で参照）
- ⑨処分情報があれば「有」と赤字で表示する。ない場合は「無」と黒字で表示。（※3）

建築士定期講習等の確認 ヘルプ 閉じる

検索項目

建築士区分 一級 二級 木造 登録都道府県 00:大臣

登録番号 第 123 号

氏名(姓)フリガナ 氏名(名)フリガナ

氏名(姓) 氏名(名)

検索 クリア

検索結果 建築士が表示されないときは、区分・登録都道府県・登録番号の何れかが誤っている可能性があります。

区分	登録	登録番号	氏名	旧姓	通称名	定期講習	構造一級	設備一級	処分情報
一級	大臣	123456	○○○ □□□			※1	※2	※2	※3
二級	都道府県								
木造	都道府県								

財団法人 建築行政情報センター
お問い合わせ ☐ tojwase@icba.or.jp

Copyright © 2008 ICBA All rights reserved.

この表示を常に行う

クリックで詳細表示

注：台帳システムでの対応について（詳細は p. 32【参考1】台帳システムと建築士システムのリンクについてを参照）

違いは以下のとおりです。

- a) 申請書の設計者等入力画面で、上図「検索結果」欄を直接起動可能
- b) 建築士名の入力欄へのコピーが可能
- c) 建築士事務所についても処分情報表示及びコピーが可能

○詳細表示（必要に応じて確認）

No.	項目		
1	キー項目（資格区分・登録都道府県・登録番号）		
2	氏名（姓+” ”+名）…建築士DBは姓名を分けて登録している		
3	旧姓	○○○	
4	通称名（姓名）	○○○	
5	生年月日	□□YY年MM月DD日	
6	最新の処分年月日	□□YY年MM月DD日	
7	処分の区分（業務停止、免許取消、戒告、戒告解除、その他）		
8	業務停止期間		
9	合格年月	□□YY年MM月DD日	
10	定期講習受講年月日		
	1	□□YY年MM月DD日	2
	4		5
	7		8
	10		11
	13		14
11	構造設計一級建築士証番号		
12	構造設計一級建築士講習終了日 □□YY年MM月DD日		
13	構造設計一級建築士定期講習受講年月日		
	1	□□YY年MM月DD日	2
	4		5
	7		8
	10		11
	13		14
14	設備設計一級建築士証番号		
15	設備設計一級建築士講習終了日 □□YY年MM月DD日		
16	設備設計一級建築士定期講習受講年月日		
	1	□□YY年MM月DD日	2
	4		5
	7		8
	10		11
	13		14
建築士定期講習	※1で？表示になった理由を表示する（以下②参照）		
構造一級定期講習	※2の構造一級の場合について？表示になった理由を表示（以下②参照）		
設備一級定期講習	※2の設備一級の場合について？表示になった理由を表示（以下②参照）		

①以下の注意事項（1）～（3）を常に表示する

- （1）旧姓及び通称名は、登録の際に本人が希望した場合には表示されるものです。
- （2）○表示は、改正建築士法施行後に定期講習を切れ目なく受講していることを示すものです。
 なお、以下の場合は受講したと見なします。
- ・二級又は木造建築士が一級建築士の定期講習を受けたときは、それぞれ二級又は木造の定期講習を受講したとみなす
 - ・木造建築士が二級建築士の定期講習を受けたときは、木造建築士の定期講習を受けたとみなす
- （3）？表示は、以下に掲げるとき、必ずしも不適切ではない場合があります。
- ・建築士の定期講習又は構造（設備）設計一級建築士定期講習について定期講習を受講したことがシステムに登録されるまでに時間差がある場合。
 - ・建築士の定期講習について
 - ア 建築士合格年度の翌年度から4年以上経過してから所属建築士となった場合
 - イ 所属建築士でなくなった後、直近で受講した年度の翌年度から4年以上経過した後、に所属建築士となった場合

② ? 表示

詳細表示の一番下の段に 3 行分の ? 表示行を設ける。

当該 ? 表示行には、以下を赤字で表示する。

複数の ? 表示には対応しない（最初の ? 表示についてのみ表示する）。

【一・二・木造建築士定期講習】

- ・合格日の属する年度の翌年度の開始日から起算して 3 年以内に受講歴がない
- ・1 回目を、平成 23 年度までに未受講、かつ、合格日の属する年度の翌年度の開始日から 3 年以内に未受講
- ・現在から 1 回目までの受講歴に、3 年度以内ではない場合がある

【構造設計一級建築士定期講習】（設備設計一級建築士はこれに準ずる）

- ・構造設計一級建築士講習終了日の属する年度の翌年度の開始日から起算して 3 年以内に受講歴がない
- ・1 回目を平成 23 年度までに未受講、かつ、構造設計一級建築士講習終了年度の翌年度の開始日から 3 年以内に未受講
- ・現在から 1 回目までの受講歴に、3 年度以内ではない場合がある

4. 今後のスケジュール

平成24年

12月上旬 簡易システム（無料版） 利用案内送付・申込開始

全国特定行政庁及び指定確認検査機関に対し、簡易システム（無料版）の利用案内をICBAより送付します。

利用申し込みにより、簡易システム用のID・パスワードをICBAより発行します。インターネットに接続されたパソコンにて、1月より利用可能となります。

※建築士システム（有料版）の利用申し込みは現在も随時受け付けております。

平成25年

1月 簡易システム（無料版）提供開始

提供開始後も、随時利用申し込みを受け付けます。

4月頃 建築士システム利用状況等を踏まえた利用料金見直し案公表

建築士システム（有料版）の利用状況等を踏まえて利用料の見直しを検討し、共用データベース連絡協議会総会にて、見直し案を公表します。

6月頃 利用料金見直しによる利用契約開始

見直し後の利用料金により、建築士システム（有料版）の新規利用契約を開始します。有料版既存利用者にとっては、必要に応じて契約変更手続きを行います。

※その後も利用状況を見つつ、引き続き利用料金見直しを検討予定

11月上旬 簡易システム（無料版） 指定機関の利用申し込み終了

簡易システム（無料版）は平成26年1月で提供を終了し、無料版利用者はすべて有料版に移行していただきます。

指定確認検査機関にとっては、有料版利用のための専用回線敷設に約2ヶ月を要するため、無料版の利用申し込みは11月上旬が期限となります。

平成26年

1月 簡易システム（無料版）提供終了

以降、建築士システム（有料版）での統一運用

Ⅲ 台帳・帳簿登録閲覧システムの改修予定

1. 改修実施済の項目（リリース済）

（1）機能改修

①データ抽出の時間制限を廃止しました

データ抽出専用サーバを設置し、台帳管理の全データを夜間に当該サーバにコピーすることにより、データ抽出を随時行うことができるようにしました。なお、その仕組み上、抽出対象データは前日までのものが対象です。

②確認申請プログラム（新・申プロ）の改修を行いました（Ver. 1.1.5）

- ・ 9月20日施行の様式改正（印刷）に対応しました。
- ・ 現在、初期値「0（ゼロ）」表示を、未表示（空欄）としました。
- ・ プリンタ設定の変更が反映する様にしました。
- ・ マウスホイールによるスクロールができるようにしました。

（以下については改修中で、台帳システムの様式改正に合わせてリリース予定です）

- ・ 9月20日施行の様式改正のメディア出力。
- ・ 共通データ（マスタ）と物件データで、それぞれ固定されていたデータ保存先を、変更できるようにしました。

2. 改修作業が完了し最終チェック中の項目（平成24年内リリース予定）

（1）機能改修

①様式変更に対応します。

9月20日施行の防災備蓄倉庫等の延べ面積の算定方法に関する様式改正に対応します。

②建築士・事務所登録閲覧システムからのコピー機能、照会項目を追加します

第2面「代理者」、「設計者」及び「工事監理者」欄入力時に、建築士・事務所登録閲覧システムの登録情報（建築士及び建築士事務所）をコピーする機能を追加して、当該欄の入力の迅速化・適格化を図ります。その際、検索は登録番号の一部分だけで可能とします。

また、照会項目に定期講習等の受講歴（判定機能付）及び処分歴を追加することにより、建築士資格等の確認を受付窓口で迅速にできるようにします。

③検索結果表示件数を拡大します

台帳管理の検索結果一覧で、検索条件欄を畳むことにより、検索結果を表示できる件数を2件から6件に拡大し、視認性を上げ、スクロール手間を低減します。なお、検索条件欄は再度広げることができるので、条件を変えて再度検索することが容易にできます。

④帳簿システムのデータ抽出で申請情報と処分情報を同時に出力できるようにします（指定確認検査機関向け）

帳簿システムに「確認等帳簿情報」（台帳システムの「確認等台帳情報」の帳簿版）のデータ抽出機能を追加します。これにより、各申請情報に加えて処分情報や、取り下げ、取り止め情報を同時に出力できるようになります。

⑤消防署又は保健所入力が必要な機関のみを選択することができるようになります

消防署又は保健所入力の選択リストで、（プルダウンで都道府県を指定しなくても）必要な消防署又は保健所のみを表示、選択できるようにします。

⑥中間・完了検査の「検査引受年月日」のデータ抽出をできるようにします

データ抽出で、中間検査、完了検査の引受通知書の「検査引受年月日」を出力できるようにします。

⑦取下げ届（審査中→審査終了）の処理について

「文書の收受を追加」の項目で、「申請者より取下げ届を受領」を選択した際に、審査状態が「審査中」のままとなっていたが、これを「審査終了」となるようにします。

⑧帳票の excel 出力機能を追加します

「建築物」「昇降機」「工作物1」の主要な帳票について、PDF出力機能のほか、Excel出力機能を追加します。

(現時点での対象帳票)

※いずれも「建築物」「昇降機」「工作物1」が対象

号数	名称
5号様式	確認済証
15号様式	確認済証
16号様式	確認審査報告書
21号様式	検査済証
22号様式	完了検査引受証
23号様式	完了検査引受通知書
24号様式	検査済証
25号様式	完了検査報告書
28号様式	中間検査合格証
29号様式	中間検査引受証
30号様式	中間検査引受通知書
31号様式	中間検査合格証
32号様式	中間検査報告書
42号の3様式	確認済証
42号の16様式	検査済証
42号の19様式	中間検査合格証
運用(法定外)様式	消防同意を求める通知書
運用(法定外)様式	消防通知書
運用(法定外)様式	台帳記載事項証明書
運用(法定外)様式	受領票

(2) 不具合改修

① 検査済証や台帳記載証明出力時や物件コピー時の不具合を解消します

- a. 確認→計変→中間→完了などで紐付いた物件の合格証や検査済証を作成するとき、主要用途、延べ面積、対象棟数等が元確認や計変からコピーされないのを解消します。
- b. 確認→計変→中間→完了などで紐付いた物件で合格証や検査済証を作成するとき、従前は当初の確認申請の情報を参照していましたが、それを、直前の確認又は計変の情報を取得するようにします。
- c. 仮使用承認の確認済証番号…元確認・計画変更が紐付いた状態で、計画変更と仮使用を紐付けたところ、仮使用で入力した確認済証番号が元確認の確認済証番号になってしまうのを、計画変更の確認済証番号のまま変わらないようにします
- d. 台帳記載証明が常に確認のものしか出ないのを、計変の証明書が出るようにします

② 確認審査報告書の年月日表示を「受付日」にします

審査経過で登録済みの民間物件を検索した際、確認審査報告書の年月日に（現在はシステム日付が表示されるのを）受付日が表示されるようにします。

③ 「紐付け」と「決裁」のバージョン情報について

「紐付け」と「決裁」の処理時に、(データベース内部で管理している「バージョン情報」が消えてしまう場合があることにより、) 進達や配信への影響が出ないようにします。

④ 概要書データ出力時の添付ファイルについて（道路システム向け）

道路システム向け概要書データ出力時、「付近見取図・配置図」などの添付ファイルが正常に出力されるようにします。

⑤ 報告物件概要書データ出力時の交付者名について（道路システム向け）

報告物件の道路システム向け概要書データ出力時の交付者名に「指定機関名」が出力されるようにします（現在は検査員氏名が出力されます）。

3. 改修作業中の項目（作業着手済、年度内リリース予定）

（1）機能改修

①概要書 PDF の 1 面～3 面、及び処分等の概要書を一括出力できるようにします

従来、概要書 1 面、2 面、3 面及び処分等の概要書を別々に出力しなくてはなりませんでした。これらを一括して出力できるようにします。

②閲覧権限 ID の機能を改修します

現在、閲覧権限のみの ID では、概要書等（建築計画概要書 1・2 面、処分等の概要書、建築計画概要書 3 面／築造計画概要書など）を見ることができないため、これら閲覧できるようにします。

③報告書の自動紐付け機能を追加します

報告書を元確認番号により自動紐付けを行うことができるようにします。なお、紐付けの相手となる元確認が無い場合または、複数の紐付け候補がある場合には確認メッセージを出します。

④検索対象を拡大します

「審査中」（経過管理にあるもの）と「審査終了」（台帳管理にあるもの）を別々に検索しなくてはなりませんでした。両方を合わせて検索できるようにします。

⑤マスタ編集権限を追加します

マスタ編集できる項目を、地域機関ごとに管理するものと、本庁で一括管理するものとに分けることができるようにします。（例：発番は本庁、審査担当者は地域機関ごとに管理）

⑥コピー機能を拡充します

申請書第 5 面は、第 4 面の「用途」及び「面積の合計」をコピーできるようにします。

⑦検索対象を拡充します

1 面のメモ欄を検索項目に追加します。

⑧データ抽出条件を増やします

「OR」条件での検索ができるようにします（但しパフォーマンスが落ちる可能性があるため仕様は慎重に検討）。

抽出条件をほくとと同じ 10 件まで設定できるようにします。

条件設定を「受付年月日」「申請日」「処分年月日」「メモ第 1 面」のみですが、ほくとと同じ様にすることを検討します。

⑨検索内容を拡充します

受付番号だけでデータを検索できるようにします（受付番号の部分一致かつ AND 検索など）。

⑩基本統計機能を拡充します

配信システム経由の件数が反映しない件、不適合件数の出力について解消します。

また、国の施行状況調査、施行関係統計調査の調査票変更について、システムでも迅速に対応できるように努力します。

⑪基本統計機能を改修します

特定行政庁の確認件数と指定確認検査機関からの報告件数を分離して集計するようにします。法第6条第1項の区分が未入力の場合についても、集計にカウントするようにします。

⑫データ抽出条件のコピー

データ抽出条件をコピーできるようにします。

⑬全角・半角を同一視した検索

紐付け時に全半角を同一視して検索ができるようにします。

(2) 不具合 (バグ) 改修

①概要書添付を行うと概要書が表示できない場合がある

「申請詳細 入力・編集画面」で「添付ファイル」→「概要書添付」を行ったとき、概要書1～2面が表示されないなどの不具合があるのを解消します。

②紐付けを行うとデータが検索できなくなる場合がある

A-Bが紐付いているときに、AからCを紐付けると、Bが検索できなくなる不具合について解消します（なお現在でも、上記の場合、(何にも紐付いていない) CからAを紐付けると正常に動作します）。

※今後、企画改善部会の議論も踏まえ、随時、改修予定項目の追加を検討してまいります。

【参考1】台帳システムと建築士システムのリンクについて

確認申請等の受付時において、建築士及び建築士事務所の処分情報等を表示する仕様については、以下のとおりとする。

1. 対象

- 1) 確認申請・計画変更・中間・完了（台帳・帳簿）
- 2) 計画通知・計画変更通知・特定工程工事終了通知・工事完了通知（台帳のみ）
- 3) 工事完了届（台帳・帳簿）

2. 建築士の確認

- 1) 資格区分・登録都道府県・登録番号を入力し、「確認」ボタンにより結果を表示する。
- 2) 代理者・設計者・工事監理者について同じ
- 3) 登録番号は、曖昧検索を可能とする（and 検索（スペースで区切る））
- 4) 登録番号は、全半角同一視する（建築士DBは全角で登録されている。台帳は登録番号について全半角どちらも可で検索する）

5) 結果の表示

- a) 一覧表で 10 件まで表示する。10 件を超えた場合は「件数が 10 件を超えました。もう少し絞り込んで下さい」と表示する。該当総件数は表示しない。
- b) 一覧表は以下のとおりとする。
登録番号の第 号は、表示しない（登録番号の途中にある場合は表示する）

区分	登録	登録番号	氏名	旧姓	通称名	定期講習	構造一級	設備一級	処分情報	※4	
一級	大臣	123456	〇〇〇 □□□			※	※	※	※	詳細	コピー
二級	都道府県									詳細	コピー
木造	都道府県									詳細	コピー
										詳細	コピー

注：※印は、p. 20 の※1～※3を参照。建築士が表示されないときは、区分・登録・登録番号の何れかが誤っている可能性もあります（この注意書きを常に表示する）

- c) 詳細ボタンを押下すると、詳細情報（p.21 参照）が表示される

6) コピーについて

コピーボタンを押下することにより、台帳に当該建築士の姓名をコピーする。
登録番号は（部分一致で検索している場合があるので）検索結果で上書きする。

3. 建築士事務所の確認

- 1) 資格区分・登録都道府県・登録番号を入力し、「確認」ボタンにより結果を表示する。
- 2) 代理者・設計者・工事監理者について同じ。
- 3) 登録番号は、部分一致の and 検索とする。
- 4) 登録番号は、全半角同一視する（建築士DBは全角で登録されている。台帳は登録番号について全半角どちらも可で検索する）。

5) 結果の表示

- a) 一覧表で 10 件まで表示する。10 件を超えた場合は「件数が 10 件を超えました。もう少し絞り込んで下さい」と表示する。該当総件数は表示しない。
- b) 一覧表は以下のとおりとする。

区分	登録	登録番号	建築士事務所名	処分情報	※ 3	
一級	都道府県	123456※ 1	○○○○○○○○○○	※ 2	詳細	コピー
二級					詳細	コピー
木造					詳細	コピー
					詳細	コピー

注：建築士事務所が表示されないときは、区分・登録・登録番号の何れかが誤っている可能性もあります
→この注意書きを常に表示する

- ※ 1 「第 号」は、省略して表示する（コピーするときも同様に「第 号」は省く）。
但し、登録番号の中間に「第」がある場合には省略しない。
- ※ 2 処分情報は、「閉鎖命令」、「期限切れ抹消」、「業務停止」「戒告」について「有」と赤で表示する。それ以外は「無」と黒で表示する。
- ※ 3 「詳細」ボタンを押下したときは以下を表示する。「コピー」ボタンを押下したときは、「事務所名称」、「事務所所在地」+ ” ”（スペース）+ 「事務所所在地ビル名等」をコピーする。そのほか「郵便番号」、「電話番号」もコピーする。登録番号を部分一致で検索している場合もあるので、登録番号も上書きコピーする。

【詳細表示】

- 1) キー項目（資格区分・登録都道府県・登録番号）
 - 2) 事務所名称
 - 3) 事務所所在地
 - 4) 事務所所在地ビル名等
 - 5) 事務所所在地〒番号（照会不可の都道府県に関しては空白）
 - 6) 事務所電話番号（照会不可の都道府県に関しては空白）
-

- 7) 最新の処分年月日
- 8) 処分の区分（閉鎖命令、期限切れ抹消、業務停止、戒告）
- 9) 業務停止期間

注：詳細表示は 1)～9) までの全てを表示する。

【参考2】台帳システムに対する要望と対応状況（9月27日企画改善部会資料）

表1 台帳システムに関する改修要望項目の優先度及びその対応

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
1	EXCELによる 通知書出力	確認済証等発行時、備考欄等への追記や体裁の一部調整を行う場合があることから、pdfに出力するよりもEXCELに出力すべき。	A	3カ月程度以上	改修中
2	検索	台帳管理の建築物台帳からの検索結果一覧で、一度に表示できる件数が少ない。表示件数を増やしてほしい。	A	1カ月程度	改修中
3	台帳記載証明	確認・計変1・計変2が紐付いているとき、台帳記載証明は常に確認のものしか出ない。計変の最新の記載証明は出ないのか。	A	1カ月程度	改修中
4	入力支援（デフォルト）	消防署入力で、選択リストでデフォルトの都道府県が設定できる機能。 （消防署保健所マスタで都道府県を設定する必要性がないので廃止してほしい。）	B	1カ月程度	改修中
5	コピー機能	建築士システムからの情報をコピーしたい（完全一致でもよい）マスタとして使える。	B	1カ月程度	改修中
6	建築士システムデータの参照機能	第2面設計者欄について、建築士登録は確認できるのだが、事務所登録が確認できない。	C	極めて大	改修中
7	法定外帳票への対応	消防通知の帳票出力を実装してほしい。	C	3カ月程度以上	改修中
8	データ抽出	データ抽出で処分番号と申請書の情報を一緒に出せるようにしてほしい（帳簿）。	C	1～2カ月程度	改修中
9	データ抽出	中間検査、完了検査の引受通知書にある、「検査引受年月日」の一覧を出力したい（指定確認検査機関での、中間検査、完了検査の検査引受年月日は、法定報告項目なので、統計のため、一覧に出力できないと困る）。	C	1～2カ月程度	改修中
10	データ抽出	データ抽出の時間制限、400日制限を撤廃する。検査率算定の随時実行を可能とする。	新規	1～2カ月程度	改修中
11	配信データ	指定確認検査機関からの配信データで、同じデータが配信された場合は上書きをするようにしてほしい。	A	3カ月程度以上	未定
12	紐付け時の検索、全半角同一視	紐付け時の検索では、全半角同一視をしていない。同一視してほしい。	A	1カ月程度	未定
13	許可申請、認定申請の自動採番	許可、認定の自動採番ができるようにしてほしい。	A	1カ月程度	未定
14	申請書の変更年月日の編集	「最新の申請書を編集」を登録すると変更年月日に入力日がデフォルトで入ってしまう。編集が出来るようにしてほしい。	A	1カ月程度	未定
15	報告	報告物件（紙・配信共）で、決裁済のものは後から編集ができない。	A	1カ月程度	未定
16	一括印刷の検索条件	一括印刷における報告、処分関係の書面印刷の検索条件は、受付期間ではなく、処分期間が適切。	A	1カ月程度	未定
17	検索	地名地番検索の際、「ほくと」同様「○○と□□を含む」複数条件検索機能を希望する。	A	1～2カ月程度	未定
18	引受通知書	・引受通知書への受付番号追加 ・確認引受通知書・計画変更引受通知書の「天空率」を、デフォルト「なし」設定	A	1～2カ月程度	未定

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
19	概要書	概要書、添付ファイルを見られる状態の権限がほしい。閲覧権限はあるが、概要書等（概要書1、2面、処分等の概要書、概要書3面／築造計画概要書など）が見られるようになっていない。	A	1～2ヵ月程度	未定
20	(帳簿) コピー機能	中間及び完了検査の審査経過において、決裁後完了検査報告書の情報を入力する時、詳細なデータがコピーされておらず、その都度入力しなければならない。手間がかかり、また入力ミスが発生する懸念があり改善してほしい。（確認の報告は情報が入力されている。）	A	1～2ヵ月程度	未定
21	(帳簿) CSV出力	一括印刷の機能において、出力帳票の「消防通知書」等該当月で100件を超えるとCSVデータが100件までしか出力されないのを全て出力されるよう改善してほしい。	A	1ヵ月程度	未定
22	コピー機能	配信データは用紙報告の概要入力の物件コピーでは検索されない。なお、詳細入力時の物件コピーでは検索される	A	1ヵ月程度	未定
23	仮使用	仮使用承認を限特でも受け付けているが、入力したら見られなくなってしまう。	A	0.5ヵ月程度	未定
24	進達	進達後に受領票、消防同意を出力できるようにしてほしい。	A	0.5ヵ月程度	未定
25	登録しないで移動	3面で紐付けした後、2面に戻るときに登録されない。「保存されません」表示が必要。	A	0.5ヵ月程度	未定
26	経過管理・内部審査のメモ欄	内部審査のメモ欄の検索、データ抽出。	A	1ヵ月程度	未定
27	基本統計	1. 基本統計の確認件数集計表で、行政庁と指定確認検査機関が一緒に出てきては扱い辛い 2. 同、確認件数集計表の結果リスト及び根拠リストにおける「受付件数」を、確認申請件数と計画変更申請件数の2項目に分類してほしい 3. 同、確認件数集計表の「受付件数」、「確認申請確認済証発行件数」等において、適判物件の件数を表示してほしい	A	3ヵ月程度	未定
28	受理通知データ	(帳簿) 受理通知データ出力後、詳細入力に移行すると、受理通知データが再出力できない。	A	1ヵ月程度	未定
29	構造に枠組み壁工法の追加	第3面 構造に木造（枠組み壁工法）を追加。	A	1ヵ月程度	未定
30	完了検査	(帳簿) 「検査済証の発行」画面で、計画変更の有無に関わらず「天空率適用」欄が反映されない。受付時に紐付け処理をしても駄目。	A	0.5ヵ月程度	未定
31	基本統計	(帳簿) 前年度受付分が計上されないの、できるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
32	入力	計画変更確認申請、完了検査申請で、元確認データをコピーしても、建築主住所は反映されない。	A	0.5ヵ月程度	未定
33	報告書入力	建築主氏名、地番の入力文字数制限をなくしてほしい。	A	0.5ヵ月程度	未定
34	報告書入力	報告書を訂正しても、建築物台帳に反映されない項目が多く、再登録又は、報告書と申請書の両方を修正しなければならない（受付番号・処分番号・地番・面積等）。	A	1ヵ月程度	未定
35	報告書入力	報告台帳登録の時間が特に長いので改善してほしい。	A	1ヵ月程度	未定
36	検索	結果一覧に、法6条区分、審査メモを表示してほしい。	A	1ヵ月程度	未定

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
37	工事完了届	自動採番できるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
38	取下げ届・取止め届	1. 申請取下げ届を受領した物件であっても「審査中」と表示されるが「審査終了」「取下げ」等経過が分かるようにしてほしい 2. 工事取止め届を受領した物件も検索結果一覧で表示してほしい	A	1ヵ月程度	未定
39	データ抽出	確認等台帳情報の条件項目、出力項目を増やしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
40	データ抽出	「〇〇を含む」又は「△△を含む」というような条件設定機能を付けてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
41	工事物件紐付け	経過管理と建築物台帳の紐付けを行った場合、審査中物件も建築物台帳で閲覧できるようにしてほしい。審査中物件と審査終了物件の保存先を分けると不便。	A	1ヵ月程度	未定
42	報告書	報告書に入力した建築主名を、申請書の一面にも反映させてほしい。(二面の建築主名には反映されている)。	A	1ヵ月程度	未定
43	データ抽出	決裁日と確認番号が一度に出力できるようにしてほしい(申請書)。	A	1ヵ月程度	未定
44	データ出力	市内における民間機関の確認物件で県所管分は市を経ずに県にデータが送信されており、市の台帳システムには登録されていない。	A	1ヵ月程度	未定
45	確認画面	第1面→第2面→第3面と入力した場合、それまでのデータを保存するかの確認画面が表示されるが、第3面のデータを保存せずに第2面に戻った場合、確認画面なしで第3面のデータが消失してしまう。確認画面が表示されるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
46	進達	進達データを進達後、エラーが出ると誰も修正できなくなるので、送る前にチェックしてほしい。または、やり直すことができればよい。 進達後、データ修正できなくなるため困っている。県からデータ送信要求が再度来た場合、進達データを再出力できない。	A	1ヵ月程度	未定
47	閲覧権限	閲覧権限のIDはなんの意味もないので、早急に改善してほしい。	A	1ヵ月程度	未定
48	定期報告のデータ抽出	定期報告のデータ抽出で、中間と完了が一緒に出るようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
49	検索	指定機関ごとの検索ができるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
50	データ抽出	データ抽出機能の充実(消防署別・消防通知送付日別建築物概要データ出力)。	A	1ヵ月程度	未定
51	和暦入力	日付選択の西暦はなく和暦での表記。	A	2ヵ月程度	未定
52	許可・違反台帳の整理番号	許可申請と違反の台帳の整理番号が分けられないことが不便。	A	1ヵ月程度	未定
53	詳細画面に元確認の地名地番	計画変更で地名地番が変更された物件は、詳細画面の第1面には変更前の地名地番が表示されてしまう。	A	1ヵ月程度	未定
54	決定不可通知の出力	決定不可通知の出力を、法定と任意の2種類に分けてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
55	マスタ	設計図書のマスタが欲しい。	A	1ヵ月程度	未定
56	定期報告	確認データとの紐付け作業を行っても、処分の概要書に定期報告データが反映されない不具合を解消してほしい。 →棟名称(第四面又は定期報告のために付けた棟名称)及び定期報告管理番号は出力するべきと思われる	A	1ヵ月程度	未定

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
57	定期報告	定期報告書もデータ抽出対象にしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
58	定期報告	建築士、建築士事務所の情報は、部分一致検索によりデータ呼び出し、それが入力できるようにしてほしい。	A	1ヵ月程度	未定
59	取止め	取下げ、取止めの場合、「処理完結」として扱ってほしい。	A	1ヵ月程度	未定
60	デフォルト値	都市計画区域のデフォルト値を「市街化区域」にして欲しい。	A	0.5ヵ月程度	未定
61	データ抽出	受付年月日ではなく、処分年月日を対象として抽出して欲しい。	A	1ヵ月程度	未定
62	文字数	台帳システムで、検査引受通知書、検査報告書の入力画面の「確認済証交付者」欄の入力文字数を現状の25文字から40文字に増やして欲しい。	A	1ヵ月程度	未定
63	データ抽出	確認等台帳情報に「建築主住所」「施工者名」「新築以外」についても抽出できるように。(新築以外とは、新築か新築以外としか出ないので、増築・改築・移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替と出力できるようにすること)。	A	1ヵ月程度	未定
64	新申プロ	データ取得が翌日ではなく、当日にできるように(受付番号が前後してしまう)。	A	0.5ヵ月程度	未定
65	手数料欄	報告時に手数料欄はグレー・アウトしてほしい(誤って入力してしまうと困る)。	B	1ヵ月程度	未定
66	工事完了届	その他申請 工事完了届けは、建築確認申請(用途変更)に対する手続きであるので確認・検査の区分とするべき。	B	2ヵ月程度	未定
67	概要書出力	概要書の閲覧機能があるが、システムの深い場所まで行かないと使用ができず、参照方法も複雑で、利用者(担当者)にその都度説明しないとイケない。	B	3ヵ月程度以上	未定
68	入力支援(全半角自動切換)	半角項目、全角項目に移動した際に日本語の変換タイプを自動で切り替わる様に。	B	3ヵ月程度以上	未定
69	入力支援(マスタ)	設計事務所、施工者、報告元、確認検査員氏名などをマスタとしてシステムに登録したい。	B	1~2ヵ月程度	未定
70	日付自動入力	日付入力で当日日付が自動で入力されるように。	B	1~2ヵ月程度	未定
71	一括出力	消防通知の一括出力で、昇降機のみ一括で出力することができない。	B	1ヵ月程度	未定
72	番号発番	・決定不可の通知の番号発番において一般と計画通知が分かれていない。 ・「決定不可の通知」と「検査済証を発行できない旨の通知」と「合格証を発行できない旨の通知」が全て一緒の通し番号になっている。「V7ほくと」では分かれていた	B	1ヵ月程度	未定
73	中間、完了未紐付けの検索	紐付いていないものだけを検索したい。	B	1ヵ月程度	未定
74	データ抽出	これまで行ってきた「サンプル調査」、「四半期報告」、「市政報告」が行えるための抽出設定をお願いしたい。 ※条件設定における「申請内容」の「確認等台帳情報」と「確認申請」にまたがる情報から選択する必要があるが、それができない(例えば、「建物用途別に新築、増築の床面積を集計したい」等)。	B	1~2ヵ月程度	未定

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
75	その他申請へのコピー機能	その他申請へ、確認申請からコピーできない。	B	1～2カ月程度	未定
76	許可・認定の印刷	C S V出力しかできないので、印刷できるようにしてほしい。	B	3カ月程度以上	未定
77	コピー機能	報告書を修正しても、確認台帳に反映されない（報告書→確認台帳へのコピーは「最初の1回のみ」が仕様のため）。	B	1～2カ月程度	未定
78	クリアボタン	申請書入力画面で「入力内容の登録」と「入力内容のクリア」の位置が近いので、誤ってクリアを押してしまうと、再度入力し直しになってしまう。	B	1カ月程度	未定
79	報告	中間検査データをコピーしても完了検査第三面に中間検査項目が反映されない。	B	1カ月程度	未定
80	確認済証	構造適判について「該当なし」と出力できないか。	B	1カ月程度	未定
81	紐付け	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書を元確認番号で自動的に紐付けたい ・コピーと紐付けを同時に行うことも考えられるが、通知・配信を使ったときには、コピーは行わないので、「ほくと」同様）自動紐付けが望ましい ・但し、元確認番号が重複していたり（毎年1番から連番など→必ず年度を確認番号に入れるなどが必要）、元確認番号が無かったり、元確認番号を誤っていたり（誤った先に紐付く）、確認・計変・（計変の）中間・（計変の）完了などのときの紐付きがうまく行くか要検討 	B	1～2カ月程度	未定
82	処分番号 ・受付番号	番号を一致させると、処分番号＝受付番号になってしまう。以下ほくと例の様に略称文字を使い分けつつ同じ番号にしてほしい。 H23 確申建築〇〇市 012345 H23 確認建築〇〇市 012345 と番号のみを一緒に。	B	1～2カ月程度	未定
83	電子帳簿	電子帳簿印刷の機能で <ul style="list-style-type: none"> ・計画変更、中間検査、完了検査を選べるようにしてほしい ・検索期間上限を3年としてほしい ・条件を再利用したい（現状は使い捨て） データ抽出では使い勝手が悪いので、電子帳簿印刷を強化してほしい	B	3カ月程度以上	未定
84	仮使用の表示	仮使用期間外であっても、申請に紐付いている仮使用は、工事物件の表示を出して欲しい。なお、処分等の概要書では、仮使用の期間が終われば出す必要はない。現在の仕様は、仮使用が紐付いており、かつ仮使用期間内のみ工事物件に表示される。	B	1～2カ月程度	未定
85	ファイアー・フォックス対応	I E 9は互換モードがあるが、F Fについてはそろそろ見直しが必要と思われる <ul style="list-style-type: none"> ・建築主、設計者等について、追加者分の住所が郵便番号から展開されない ・付近見取図・配置図等の添付ファイル登録が表示できない（F i r e F o x 9） 	B	1カ月程度	未定
86	建ぺい率計算	建ぺい率の計算で、（建築面積÷敷地面積） > 法定建ぺい率の加重平均値となったときに表示される台帳システムのエラーについて、角地10%UPなのでエラーではない場合も「エラー」となってしまうため、入力担当者が困惑するケースがある。10%緩和、20%緩和がある場合も考慮したエラー表記とすべき。	B	1カ月程度	未定

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
87	マスタ	第4面 建築設備の種類を選択項目をマスタで追加入力できるように。	B	1ヵ月程度	未定
88	複数選択	第4面 屋根・外壁・軒裏の選択項目を、建築設備の様に(Ctlキー+Click)で複数選択可能に。	B	1ヵ月程度	未定
89	電子帳簿印刷	1. 受付年月日に無関係に確認済証交付を検索できるようにしてほしい 2. データ抽出の様に検索条件の登録ができるようにしてほしい	B	1ヵ月程度	未定
90	入力	申請書第三面から第四面、第五面へのコピー機能を付けてほしい。	B	2ヵ月程度	未定
91	入力	許可・認定のマスタ登録機能を付けてほしい。	B	1ヵ月程度	未定
92	検索	地番、建築主氏名等、複数の条件を検索できるようにしてほしい。	B	3ヵ月程度	未定
93	決裁の削除	審査経過の「決裁」が管理者権限でも削除できない。	B	0.5ヵ月程度	未定
94	工事物件紐付け	計画変更と完了検査の処分が同じ場合、計変→完了の順に登録しても、物件詳細で申請書は上から「完了→計変」の順で表示され、報告書は上から「計変→完了」の順に表示される。	B	1ヵ月程度	未定
95	報告受付(配信)	配信受付した後、受付日を修正可能としてほしい。一括登録した場合はシステム日付が自動セットされてしまうが、実際の受付日が異なる場合に対応できないため。	B	1ヵ月程度	未定
96	受付番号の二重登録	同一受付番号の二重登録ができないことについて、「原則：できない」「例外：できる」ようにならないか。特に配信システム経由のデータを誤登録した場合、番号を戻して再登録時に誤登録データの削除を忘れてしまうと、報告台帳まで二重登録されてしまう。→二重登録時に警告出してほしい。また、報告台帳の発番が換えられるようにしてほしい。	B	1ヵ月程度	未定
97	データ抽出	データ抽出で、基本統計等では、条件設定が難しいので、国等に報告するための条件(四半期毎の月別件数集計：全国共通と思われる)設定がしてあるものを用意してほしい。	B	2ヵ月程度	未定
98	中間・完了の検査済証	中間・完了の済証に、主要用途を入れてほしい。	B	1ヵ月程度	未定
99	データ抽出	検査申請のデータ抽出に法区分を出力してほしい。	B	1ヵ月程度	未定
100	閲覧権限(帳簿)	支部の物件を本部では閲覧だけで、修正はできないようにしてほしい。	B	1ヵ月程度	未定
101	概要書出力	確認・検査済証と処分等の概要書を同じタイミングで印刷するので、同じ画面で印刷できるように。	B	1ヵ月程度	未定
102	違反台帳のデータ抽出機能	違反台帳のデータ抽出機能がほしい。	B	1ヵ月程度	未定
103	処分履歴一覧印刷機能	・ほくとであった機能、「処分履歴一覧印刷機能」を台帳Sでも実装してほしい ・確認～完了(取下げ、取止め)を一覧表示形式で一目でわかるようにしてほしい	B	2ヵ月程度	未定
104	定期報告	敷地の概要等、台帳から報告書に反映されない項目があるため、解消してください。	B	1ヵ月程度	未定
105	定期報告	入力項目(建築物・設備・昇降機)を選択した際、入力できなくなる項目については、グレーアウトする等、分かりやすくしてください。	B	1ヵ月程度	未定
106	添付ファイル登録	付近見取図・配置図等の添付ファイル登録を、入力(受付)画面から行いたい(報告物件の場合?)。	B	1ヵ月程度	未定

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
107	第5面入力	第5面の入力作業を簡便にしたい（階数ごとに「登録」を押すのは手間。表形式での入力のようにしてほしい）。	B	3カ月程度	未定
108	報告元機関名	全国の機関名が出てしまうので（ア・イ・ウで分けてあるが）、地方毎に必要な機関名が出ればよい。	B	1カ月程度	未定
109	自動計算	台帳システムメインメニュー→受付→報告受付（用紙）から入って、「延べ面積」の部分（別添エクセルファイル参照）の『申請部分の面積』を入力した後、『合計の面積』も手入力しなければならず、自動計算されるようにならないのでしょうか？ 『申請以外の部分の面積』を入れた場合も同様に自動計算されるようにならないのでしょうか？	B	1カ月程度	未定
110	入力順	第二面の入力について設計者等の入力において確認申請書の第2面と並びが異なるため入力がしにくい（確認申請書の第2面は郵便番号→所在地→電話番号の順番で記載されているが、システムでは電話番号→郵便番号→所在地になっているため）入力順番を建築計画概要書の順番で入力したほうがよいのではないかと。	C	1カ月程度	未定
111	自動計算	延べ面積、建築面積、容積率、建ぺい率などを自動計算してほしい。	C	1～2カ月程度	未定
112	地名地番コード	「ほくと」と同様に地名地番コードを入力、データ出力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度	未定
113	仮使用承認通知書発行	仮使用承認通知書発行時に、発番がされない。また、名称が入力できない。	C	3カ月程度以上	未定
114	文書番号	期限通知等を発行する際、数度にわたるケースも考えられるため、文書番号に枝番をつけられるようできないか。	C	3カ月程度以上	未定
115	カレンダー表示	カレンダーでは「月送り」や「月戻し」機能はあるものの、△印のためわかりにくい。わかりやすい表示にすることはできないか。	C	3カ月程度以上	未定
116	定期報告、16条報告	定期報告、16条報告を容易にできる機能を追加してほしい。	C	1～2カ月程度	未定
117	台帳記載事項証明	「台帳記載事項証明」のCSVを、一括印刷機能のように、まとめて出せるようにしてほしい。	C	1カ月程度	未定
118	コピー機能	報告書で建築主氏名を入力したとき、詳細入力に反映される。それをもって、建築主の住所まで入力済と扱われてしまい、詳細入力で建築主住所のコピーが効かなくなる。	C	1カ月程度	未定
119	（帳簿）コピー機能	受付等の入力において、同一申請内のコピー機能を付けてほしい。（例えば、三面から四面や五面にコピーができる）。	C	1～2カ月程度	未定
120	許可通知	許可通知の「用途地域」を分けたい。複数入力できるようにしてほしい。	C	1～2カ月程度	未定
121	報告書	民間の報告受付登録画面で、建築場所が全て入るように（現在最大69文字）。 民間の報告受付登録画面で、「建築主、設置者又は築造主名」の欄の入力文字数制限をなくしてください（現在最大35文字）。	C	1カ月程度	未定
122	（帳簿）操作性	確認申請の申請データにおいて、「申請データ削除」のボタンを誤って押したら、取得した確認番号を含めて全て削除された。ワンクッションおくように改善してほしい。	C	1カ月程度	未定

優先順位	項目	概要	重要度 レベル	改修工数	備考※
123	検査督促	検査率算定・督促状機能において、検索条件に特定工程工事終了予定日及び完了検査予定日を追加してほしい。	C	3ヵ月程度以上	未定
124	データ抽出	出力ファイルはtxtでなくcsvとしてほしい。	C	3ヵ月程度以上	未定
125	コピー機能	中間検査申請・完了検査申請の1面の工事監理者がコピーされない。	C	0.5ヵ月程度	未定
126	検索・データ抽出	用途・面積・用途地域・高さ等による検索、データ抽出。	C	0.5ヵ月程度	未定
127	紐付け(自動処理)	配信システムを経由した指定確認検査機関からの報告について、紐付けが自動でできるよう要望。	C	3ヵ月程度以上	未定
128	フリガナ自動入力	第2面 建築士・建築物名称のフリガナ自動入力。	C	2ヵ月程度	未定
129	内部審査の審査結果	申請詳細 入力・編集の内部審査の審査結果を「未審査」からではなく「完了」からにしてほしい。	C	0.5ヵ月程度	未定
130	完了検査	第2面 代理者欄にも「反映」ボタンを。(完了検査時、確認時より代理者変更している場合がある。)	C	1ヵ月程度	未定
131	データ抽出	建築場所を市町村別に確認・完了受付件数、発行件数がすぐ分かるようにしてほしい(現在はEXCELで市町村別に並べ替えをしている)	C	2ヵ月程度	未定
132	入力	面積、階数、棟数などのデフォルト値を「0」としてほしい。	C	1ヵ月程度	未定
133	データ抽出	確認申請、完了検査申請等、申請枠を越えたデータ抽出をしたい。	C	1ヵ月程度	未定
134	パスワード	パスワード変更3ヵ月に1度は多すぎではないか。	C	設定変更	未定
135	紐付け	概要入力画面における紐付ボタン。	C	1ヵ月程度	未定
136	経過管理の審査経過	固定資産税関係部局への送付日追加。	C	2ヵ月程度	未定
137	工事届・除却届・浄化槽台帳	・工事届及び除却届台帳を追加してほしい(都市計画区域外の建築物管理のため) ・浄化槽台帳を追加してほしい	C	3ヵ月程度以上	未定
138	工作物の検査済証	工作物の検査済証の「その他」について入力できるようにしてほしい。	C	0.5ヵ月程度	未定
139	コピー機能	コピー機能が足りない。 ・確認→中間→完了 ・報告書→概要書(建築主)	C	1ヵ月程度	未定
140	コピー機能	工事監理者から代理者へコピーしたい。	C	1ヵ月程度	未定

表2 現在までの改修済等の項目

No.	項目	概要
1	様式	構造一級・設備一級に対応した様式
2	報告元の選択	通知・報告配信システムからの報告元の複数選択
3	定期報告へのコピー	確認から定期報告に項目をコピー
4	審査中物件の削除	審査中物件の削除
5	消防同意日の追加	消防同意日の入力
6	処分等の概要書	処分等の概要書の出力
7	データ抽出	多様なパターンでのデータ抽出
8	報告の受付番号	報告の受付番号を自機関と同じ又は自機関と別に付与
9	配信システム利用	独自台帳・帳簿の機関による配信システムの簡単な利用（I F 共通ツールの開発）
10	コピー機能不十分	概要入力から各詳細画面へのコピー、用紙報告の概要から各詳細画面へのコピー。（予め入力した部分はコピーしない）
11	完了検査実施者	完了検査実施者欄への、ログインした者以外の名前の入力
12	日付	引受通知書受理日の修正
13	表示順	確認申請経過管理画面の審査経過欄の表示順
14	Enter キー	Enter キーで登録際の確認メッセージ表示
15	登録しないで移動	内容登録を行わずに一～五面の画面移動
16	検索項目不足	検索項目の期間設定
17	決裁済の修正・削除	台帳管理に存在する決裁済データ及び報告済データの削除
18	検査済証	検査済証等を発行後の検査日の入力
19	用紙報告 1	用紙報告で概要入力したものを詳細画面に反映
20	用紙報告 2	確認審査報告書の確認済証番号、交付年月日を後から修正しても、処分等の概要書に反映されるよう改善
21	日付表示	確認済証等の日付について、01 年は元年、02 月 03 日は 2 月 3 日
22	一面メモ欄	審査側だけの覚え書き欄の追加
23	新築	申請書第三面 工事種別欄 入力方法改善
24	許可データの全出力	「空」のデータも含めた全データを出力できるよう改善
25	報告書出力	報告書が印刷できるのはマスタにある行政庁のみ。 紙で報告する場合もあるので、マスタにない行政庁も印刷ができる必要がある
26	通知報告書の受理日	通知報告の受理日を建築物台帳の受付年月日にコピーする
27	昇降機のマスタ	昇降機の用途について、よりきめ細かな種別をマスタ設定で行いたい
28	小荷物専用昇降機	完了検査申請情報入力画面で、「小荷物専用昇降機」の完了検査、中間検査手数料が反映されない（確認申請はできる）
29	主要用途区分	選択する用途の左に区分番号のホームを追加。表示が一部切れている
30	設計者等による検索	物件コピーにおいて、建築主のほか、設計者、工事監理者からも検索可能とする
31	進達（県のみ）	進達物件について、出先の所管物件と本庁の所管物件の区別がつかないので、経過管理画面の検索条件に進達状態を追加する
32	デフォルト設定	天空率は「なし」、防火地域は「指定無し」、仕分け入力画面の物件情報で概要書閲覧物件欄は「チェックあり」をデフォルト設定すること
33	引受証発行番号（指定機関向け）	中間検査申請情報入力画面では ①受付番号 ②受付（検査引受） ③引受証発行番号 ④引受証発行年月日 があるが、③④の使途が不明な為、廃止とする
34	工事完了届	工事完了届では、複数の用途地域の入力が行えない 【代替案】（紐付で対応して戴く）
35	決済時入力チェック（適判物件）	適判物件は、適判機関審査結果項目（審査結果、番号、交付年月日）を決裁のための必須入力項目としてほしい 【仕様】（必須入力項目は少なくする仕様）
36	紐付け	中間、完了の物件詳細画面から確認申請が紐付けられるようにしてほしい【代替案】（第三面から紐付けられる）
37	通知配信	報告先が送信後には変更できない【仕様】（送信後に配信先を変更することは不可）

No.	項 目	概 要
38	報告書送信 (指定機関向け)	報告先の特定行政庁を入力しやすくしてほしい。(予め利用者として登録された特定行政庁から選択する方式)
39	処分等の概要書	「4. その他の処分」欄、「5. 定期報告等」欄、「6. 備考」欄の入力を容易にできるようにしてほしい。(現状では備考欄に違反の情報しか記載できない。違反以外の情報も記載したい。)
40	コピー機能	確認審査引受通知書→確認審査報告書のコピー機能が必要
41	検索条件不足	報告台帳における検索条件が足りない
42	受付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ほくとにあった「受付機関」という項目がないため、どの出先機関で受けたデータなのか、台帳検索でもデータ抽出でも分からない ・受け付けた出先機関が分かるように「受付機関」という項目を設けてほしい ・出先機関ごとにデータを管理したり調査したり統計を取るなどしたいため
43	発番のデフォルト値	発番のデフォルト値を0にしてほしい
44	変更届削除、届出日編集	変更届を誤って2つ入力してしまうと削除できない。届出日の修正もできない
45	データ抽出	完了検査のデータ抽出項目に法区分を追加してほしい。工事完了予定日で検索した場合、確認番号、確認年月日が出ない。中間検査では特定工程工事終了予定日で検索できない
46	データ抽出	確認等台帳情報に手数料を出してほしい
47	データ抽出	<p>データ抽出機能</p> <p>消防同意・通知の発行年月日を確認するにあたっては、申請内容の「消防(同意)通知を送付」で出せるが、発行したものしか出て来ない出力の有無に関わらず消防同意・通知の発行年月日を出したい。</p> <p>要望として、「確認等台帳情報」に消防同意・通知の発行年月日項目があってほしい</p>
48	データ抽出	<ul style="list-style-type: none"> ・確認等台帳情報では、申請日でも範囲指定できるようにしてほしい →申請日ベースでも統計を出しているため ・確認等台帳情報の印字項目に、「用途」を追加してほしい →戸建ての中間検査が何件、共同住宅の中間検査が何件といったような統計を取っているため
49	データ抽出	①「適判機関へ適判事前通知を送付」、②「適判機関へ適判依頼通知を送付」、③「適判機関から審査結果を受領」が各3件ある(移行元データが各3件あるため)とき、データ抽出は $3 \times 3 \times 3 = 27$ 件出力されてしまう。建築主2名の場合も2件出力される
50	データ抽出	データ抽出に、取り下げ、取り止めが反映されない
51	データ抽出	出力期間を400日に制限する(データ抽出時間調整のための設定変更)
52	データ抽出	データ抽出の登録件数100件では不足
53	台帳記載事項証明	台帳記載事項証明に建築物名称を出してほしい
54	データ抽出	改修版を平成23年12月に供用開始したが、旧バージョンも必要との要望により対応中
55	旧申プロのデータ	旧申プロを台帳システムで読み込めるようにしてほしい(変換ツールの提供)
56	基本統計・データ抽出	統計データ(基本統計・データ抽出)が即日取得できるようにした。

表3 要望やバグの改修状況 ()内は平成24年4月27日時点

区 分	改修済	改修中	未改修	計
要 望	56 (53)	10 (2)	130 (55)	196 (110)
バ グ	101 (46)	10 (19)	105 (105)	216 (170)
計	157 (99)	20 (21)	235 (160)	412 (280)

IV 通知・報告配信システムの普及策

1. 通知・報告配信システムの現状

現在、通知・報告配信システムでデータの送受信を実施している機関は下表のとおり。

No	指定確認検査機関（送信側）	特定行政庁（受信側）	備考
1	（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県、静岡市ほか 県下特定行政庁	
2	（社）高知県建設技術公社	高知県、高知市	
3	（財）富山県建築住宅センター	富山県、富山市	
4	（一財）福井県建築住宅センター	福井県、福井市	
5	ビューローベリタスジャパン（株）	さいたま市	試行利用

通知・報告配信システムを活用し、特定行政庁の入力負担の軽減、指定確認検査機関の紙送付の軽減を図るためには、特定行政庁及び指定確認検査機関双方の普及を図る必要がある。そのための主な課題と対応策は次のとおり。（企画改善部会にて検討中）

2. 通知・報告配信システムの課題

①特定行政庁から紙とデータの両方を求められた場合、指定機関のメリットがない。

指定機関では、通知・報告関係書類のスキヤナ画像作成により紙送付が不要となることが期待されているが、特定行政庁では、建築工事届などの台帳・帳簿登録閲覧システムに入力していない書類については、従前どおり紙送付が望ましく、結局紙とデータの両方を求めることとなる。この場合、指定機関のメリットがなくなってしまう。

【対応策1】 紙を省略しない場合も指定機関にメリットが出せないかを一部特定行政庁及び指定確認検査機関の協力を得て検証する。（**図IV-1**「郵送本位型」による実証実験）

また、紙を省略した場合の特定行政庁における影響を一部特定行政庁及び指定確認検査機関の協力を得て整理する。（**図IV-1**「データ本位型」による実証実験）

②特定行政庁が EXCEL ファイルを求めるケースがある

特定行政庁では従前より、指定機関の物件は特庁物件とは別に EXCEL で管理しているところがある。この場合、通知・報告配信システムでのデータ送信は現時点ではなじまず、指定機関には EXCEL ファイルの送信が求められることとなる。

【対応策2】 現状に合わせ、EXCEL による送受信の方法を確立する。（**図IV-1**「EXCEL 利用」による実証実験）

③今後の普及が不明確な中、積極的な参加がしにくい。

通知・報告配信システムが送信機関・受信行政庁の連携により成り立つシステムであることから、送受信の相手先が少ない場合、十分な活用が期待できなくなる。このため、普及見通しがわからないと、送受信環境整備に踏み切ることが難しい。

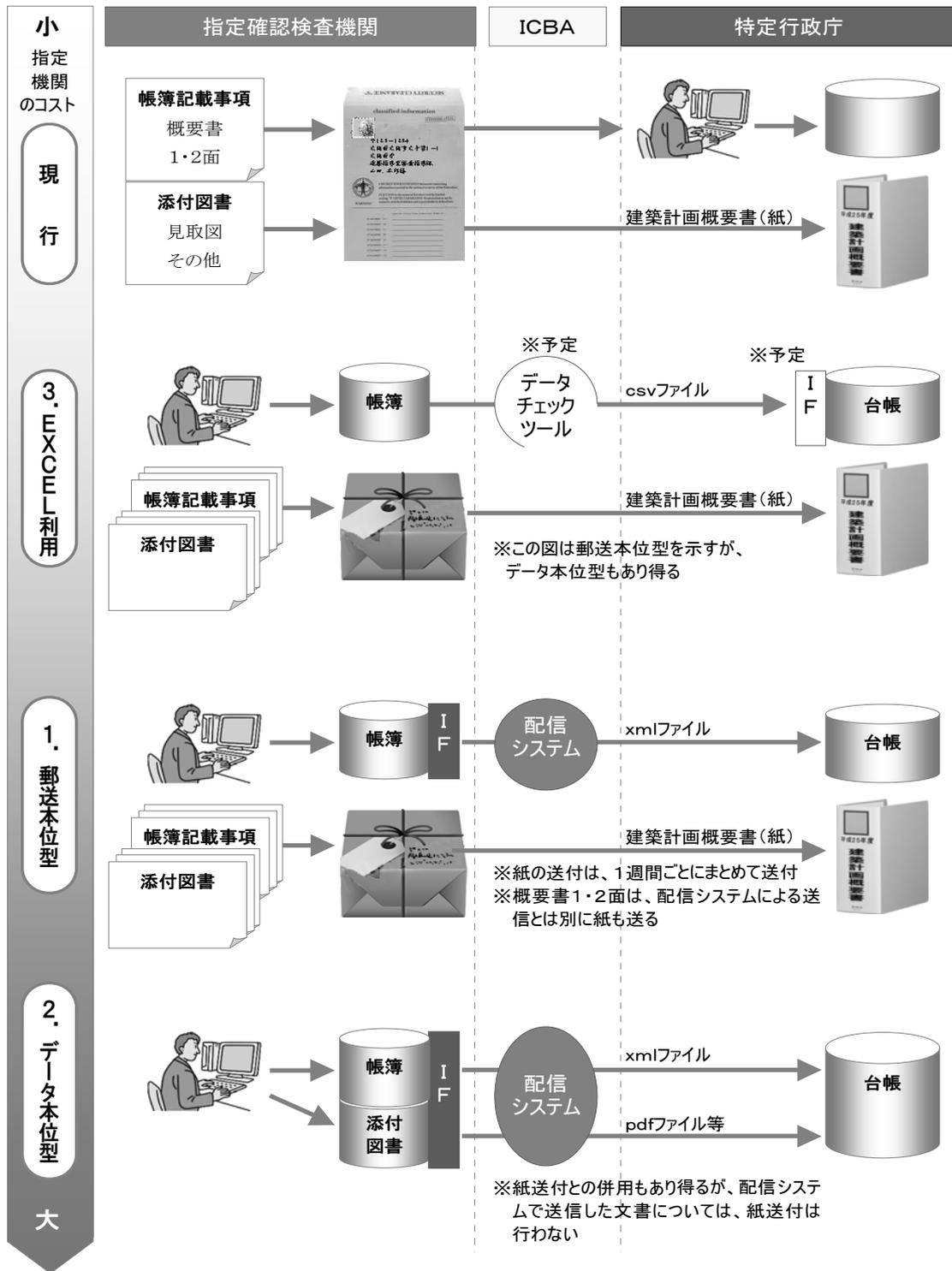
【対応策3】 あらかじめ参加団体を明確にし、一斉に利用開始する。（**図IV-2**）

④利用メリットや利用開始までの手続きがわからない。

【対応策4】 利用可能団体一覧や利用ガイドラインをホームページ等で周知する。

図IV-1 通知・報告配信システムの利用パターン（イメージ）

利用パターンは、1. 郵送本位型、2. データ本位型に大別される。また、データ・フォーマットをcsvファイルとすることも(3. EXCEL利用)想定する。各々の概要は以下のとおり。



図IV-2 県単位での一斉利用スケジュール(例)

利用調整		1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目
作業概要		実証実験 (運用条件案に基づく 送受信実施) スケジュール周知	全体 説明会	特庁・指定 機関の 利用意思 確認	特庁・指定機関での 送受信体制整備			利用開始
特定行政庁		利用検討				利用準備		利用開始
指定確認 検査機関		利用検討				利用準備		利用開始
実証実験 協力行政庁		周知文書送付 実証実験	● 全体説明会 説明対応	利用意思決定	利用申込			利用開始
実証実験 協力指定機関		実証実験				※利用するかどうかは、最終的に は他の特庁や指定機関の利用意 向を確認して決定いただくことと します。		利用開始
ICBA		周知文書作成	● 全体説明会 説明対応	利用団体とりまとめ		各機関の利用手続き		

V 既存台帳の電子化と地図システムについて

ICBA における確認台帳等電子化・データ移行支援業務について ＝ 建築行政共用データベース（台帳システム）＝

(一財) 建築行政情報センター建築行政研究所では、過去に実施した数多くの特定行政庁の確認台帳等電子化の経験を活かし、特定行政庁の確認台帳・建築計画概要書の電子化・データ移行の支援を行っています。主な支援のメニューとしては、以下を実施しています。

I ICBAによる電子化一式の受託について

緊急雇用創出推進事業やアスベスト補助金等により、確認台帳等を電子化・パンチ入力し、共用 DB（台帳システム）に投入する電子化の一連の業務を、随意契約で ICBA に発注していただくことが可能です。

過年度において、「中間ファイル作成・投入に関する十分な技術的知見と経験を有する唯一の団体であること」を理由により、緊急雇用創出推進事業等を随意契約で受託しております。

なお、電子化の発注にあたっては、近年、「一般競争入札」が通常となっていますが、以下のような問題が生じる場合もありますので、ご注意ください。

- ・過度な価格競争の結果、所要のマンパワーが確保できなくなり、納期厳守が困難となる場合、エラーのチェックが不十分など品質に問題のあるデータが納入される可能性があります。結果的に、「安かろう悪かろう」とならないような適切な契約条件を設定することが望ましいと考えております。
- ・共用DBに投入する「中間ファイル」の作成に関して、十分な知識や技術力を有しない業者が応札する場合があります、あとになって作業に手戻りが生じたり、余計な負担がかからないように、当初から直接 ICBA に依頼されることをお勧めします。
- ・ICBA 以外の業者が作成した中間ファイルについては、中間ファイルをチェックした結果、多数のエラー等が発見された場合、共用DBに投入できない場合があります。

※狭あい道路整備事業についても、道路種別の標記等にも対応しています。この補助金を活用した道路台帳整備についても、一式受託が可能です。個別にご相談ください。

II ICBAからの電子化支援システムと中間ファイル作成サービスのご提供について

ICBAでは、電子化作業そのものは、別途、特定行政庁において地元民間業者等に発注して頂くことを前提とした、以下のサービスを、原則セットでご提供しております。

この場合は、ICBAには直接随意契約して頂くこととなりますが、この方法により難しい場合は、担当者にご相談ください。

- ① 建築物台帳の電子化に関して、全国のどこからでもASP上で利用できる「電子化支援システム」の提供

台帳等様式が、特定行政庁によって異なることから、自治体ごとのニーズにカスタマイズされた「電子化支援システム」の活用により、手戻り作業を無くし、データの品質や作業効率を上げることが可能です。本システムは、ASPで提供します（別添のパフレット参照）。

② 「電子化支援システム」により電子化されたデータを共用DBへの移行するための「中間ファイルの作成・投入サービス」の提供

共用DBに投入する中間ファイルを作成するには、一定の必須項目の入力やデータ仕様（入力文字、日付形式、データの重複ルール等の入力規則）を満足するXMLファイルを作成する必要があります。一定の専門的な知識と経験が必要となります。

この場合、所要の費用については、各特定行政庁の作業内容（台帳等の書式、データ件数、入力項目数、PDF添付の有無、作業期間等）に応じて、個別にカスタマイズしてサービス提供する関係上、提供金額は個別見積もりとしていますが、基本的なケースでは、①+②で原則200万円（税抜き）としています。

III 既存のExcel、Accessや独自システムの共用DB等へのデータ移行

過年度に実施された既存の電子データ（CSV、Excel、Accessなど）を移行する場合は、件数・データサンプル等をもとに、個別に見積もりします。この場合、ヒューマンエラーにより混入したデータの修正方法について事前に協議する必要があります。なお、これから新規にデータを電子化する場合は、データの品質を高め、手戻り作業を無くすために、上記のIの方法により、電子化を進めることを強くお勧めします。

その他、電子化・データ移行等について、ご留意いただきたいこと等を、以下にまとめましたので、ご参考にしてください。

① 補助対象について

アスベスト補助金（補助率 10/10）の一環として、台帳等の電子データを電子化し、共用DB等に移行・投入することを補助対象とすることができます。ただし、当然、最終的には「アスベスト台帳」を作成することが、補助金の最終的な目的となりますので、ご留意ください。この場合、戸建て住宅、木造建築物をふくめた全ての確認情報の電子化等が補助の対象とすることができます。

② 移行のタイミングについて

「共用DB（台帳システム）」の導入の際に、アスベスト補助金等で電子化したデータの共用DBへの移行予定の時期がずれる場合と、同時に実施する場合には、それぞれ長所・短所がありますので、どちらが良いか担当者でご相談ください。

③ 「電子化支援システム」の継続利用について

電子化支援システムを、業務終了後の後年度においても、登記簿情報の管理も含めて、引き続き「アスベスト台帳」管理用のASPシステムとして提供することも可能ですので、必要があれば、担当者までご相談ください。

問合せ先 （一財）建築行政情報センター建築行政研究所 眞田・佐々木・磯永

TEL03-5205-6132 e-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp

確認台帳等・概要書電子化・既存データ(CSV)移行 実績一覧

平成24年11月9日

No	年度	特定行政庁	データ件数 (万件単位)	業務内容	補助金等
1	21	都道府県	30	概要書入力:20万件(S46-H5) 概要書PDF化:30万件(S46-H20)	緊急雇用
2	22	市町村	3.3	確認台帳等電子化一式	緊急雇用
3	22	都道府県	29.2	入力支援ツール提供 および入力支援ツールからのデータ移行	アスベスト
4	22	都道府県	8.8	入力支援ツール提供 および入力支援ツールからのデータ移行	アスベスト
5	22	市町村	3.6	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
6	22	市町村	7.9	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
7	22	市町村	1.9	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
8	22	都道府県	6.6	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
9	22	市町村	6.5	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
10	22	市町村	1.8	確認台帳等電子化一式	アスベスト
11	22	市町村	3.8	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
12	22	都道府県	3.5	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
13	22	都道府県	6.25	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
14	22	市町村	0.3	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
15	22・23	市町村	2.8	確認台帳等電子化一式 登記情報調査	アスベスト
16	23	市町村	4	確認台帳等・概要書電子化一式	アスベスト
17	23	市町村	4.5	確認台帳等電子化一式 登記情報調査	アスベスト
18	23	都道府県	60	確認台帳等・概要書電子化マネジメント(確認台帳等電子化支援)	アスベスト
19	23	特別区	3.5	確認台帳等・概要書電子化一式 住宅地図整理	緊急雇用
20	23	特別区	2.9	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	緊急雇用
21	23	市町村	台1.3概4.4	確認台帳等電子化一式	緊急雇用
22	23	都道府県	8.7	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
23	23	都道府県	18.3	電子化支援システム提供(csvデータの変換) および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
24	23	市町村	10.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
25	23	市町村	5.0	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	単独費
26	23	市町村	4.5	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	緊急雇用
27	23	市町村	5.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	緊急雇用
28	23	市町村	5.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
29	23	市町村	2.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	アスベスト
30	23	都道府県	4	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
31	23	市町村	2.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
32	23	都道府県	0.17	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
33	23	都道府県	20.0	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
34	23	都道府県	39.0	電子化支援システム提供 および電教化支援システムからの共用DBデータ登録	アスベスト
35	23	市町村	3.0	データ移行[共用DB(台帳システム)データ登録]	単独費
36	24	市町村	21.5	確認台帳等・概要書電子化マネジメント・アスベスト台帳整備 (確認台帳等電子化支援)	アスベスト
37	24	都道府県	19.0	電子化支援システム提供(建築物台帳、定期報告台帳) および電子化支援システムからの共用DBデータ登録	単独費
38	24	都道府県	10.5	確認台帳等電子化マネジメント業務 (アスベスト台帳データベース作成支援)	アスベスト

住宅・建築物安全ストック形成事業・緊急雇用促進事業 既存民間建築物に係るデータベース作成等 補助事業対応確認台帳等電子化支援システムのご案内

平成24年11月9日
一般財団法人建築行政情報センター
建築行政研究所

ICBA では、アスベスト台帳等の整備のデータベース作成がスムーズかつ品質が高いものとなるように、「アスベスト補助金」に対応した確認台帳等電子化支援システムの提供を開始いたしました。

なお、現在、国土交通省においては、アスベスト対策に係る建築物台帳のデータベース作成費用について、補助率10/10が補助対象としております(限度額なし)。このほか、緊急雇用促進事業での確認台帳等電子化でもご利用できます。また、単独費用で電子化される場合もご相談ください。

システムの画面イメージ

本システムには確認台帳・概要書等を入力する画面、対象物件を地図上で特定する画面(オプション)、入力した台帳を検索・表示する画面、入力選択肢を追加・整備できる画面、入力担当者の入力状況を管理する画面等があります。

建築支援システム

□□県

ホーム 物件管理 物件新規登録

物件新規登録

ごんには、○○○さん

- ホーム
- 物件管理
- マスターデータ管理
- ユーザー管理
- 登録情報変更
- パスワード変更
- ログアウト

Map クリックで、自動位置表示します。

※地図機能はオプションとなります。

システムの利用環境

パソコン上に特別なソフトをインストールする必要は一切ございません。

インターネット環境があれば、ブラウザにてすぐに利用可能です。

※IE8、Firefox3でのご利用をお勧めいたします(その他のブラウザ(IE7等)でも動作は可能です)。

■ システムの特徴

- ✦ アスベスト対策のための、現住所特定作業が可能な地図システム(オプション)を利用することが可能です。
- ✦ 大量のデータを一定のルール(入力制限や必須項目の設定)の元に、**確実かつ迅速な入力が可能**です。
- ✦ 「平成」等元号の入力時基本設定を利用者毎にカスタマイズできるなど、**補助機能も充実**しています。
- ✦ 択一選択、複数選択等の項目や表示順番を整備する画面を実装しています。
- ✦ 入力項目については、それぞれの特定行政庁の**確認台帳に応じてカスタマイズ**いたします。
- ✦ 年代別に複数の異なる様式がある場合も**対応可能**です。利用者毎に様式を設定・変更できます。
- ✦ 作業の流れを「入力済」→「チェック済」のように**ステータスで管理**することが可能です。ステータスは作業し易いように変更できます。なお、チェック作業は一度に 100 件ずつ、画面に表示して行えます。
- ✦ 入力後、入力内容の確認を、別の担当者が行う場合などに専用のフラグの設定も可能です。さらに、必要に応じて、行政庁の**担当者がお手元のパソコンにおいて容易に修正が可能**です。
- ✦ どの利用者が何を入力したか、1 日何件入力したか、何時作業を行ったのかなど、**作業進捗状況の管理や作業する方の勤怠管理も容易**です。
- ✦ 複数の場所、あるいは定まった時間外で入力作業を実施する場合など、**トータルの作業管理が容易**です。
- ✦ 複数の作業チームで別々の管理を行いながら、行政庁側で一元管理(チェック)を行うことも容易です。
- ✦ 入力データは暗号化され、インターネット回線を利用してセキュリティのしっかりしたサーバに格納されるとともに、毎日のデータは**自動的にバックアップ**されますので、不測の事態にも安心です。
- ✦ 作業環境の **IP アドレスを制限することが可能**ですので、その環境以外のコンピュータではログインすることができません。さらに、細かい権限設定で、入力データを**ダウンロードする権限を持つ人を限定**できます。
- ✦ 本システムを利用すれば確認台帳のデータ参照が容易です(**閲覧権限のみの設定も可能**です)。

■ 所要費用

電子化支援システムのご利用と、データ変換(中間ファイル作成)及び共用DBへのデータ投入は原則、セットとなります。ゼンリンの紙の地図等に、敷地や確認番号などを記入して運用されている場合には、わずかな費用と手間です。これらの情報も電子化が可能です。

- (1)電子化支援システム利用 + 中間ファイル作成及び共用DBデータ投入費用 : 個別見積もり(※1)
- (2)上記費用 + 地図(位置特定、敷地作図)機能 : 個別見積もり(※2)

(※1)許認可、定期報告その他の台帳やPDFとの紐付けがある場合など、各行政庁様のニーズに応じてお見積もりいたします。更に、電子化支援システムの機能・項目数・利用期間・利用人数等によっても費用は異なります。「建築計画概要書」等も対応可能です。

(※2)アスベスト対策のための機能ですので、当機能も 10/10 の補助対象となります。

当システムは、電子化作業が終了後において、次年度以降もご利用いただくことが可能です。その場合には、地図上から、概要書 PDF の閲覧、検索した物件を地図上に表示することができるなどの機能を利用することが可能です。詳しくは「建築行政地図情報システム」のご案内資料をご参照ください。

問合せ先

ICBA 一般財団法人建築行政情報センター
建築行政研究所 眞田、磯永 E-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp
TEL:03-5206-6132(直通)
TEL:03-5225-7701(代表)

建築計画概要書等・地図連携システム 建築行政地図情報システム

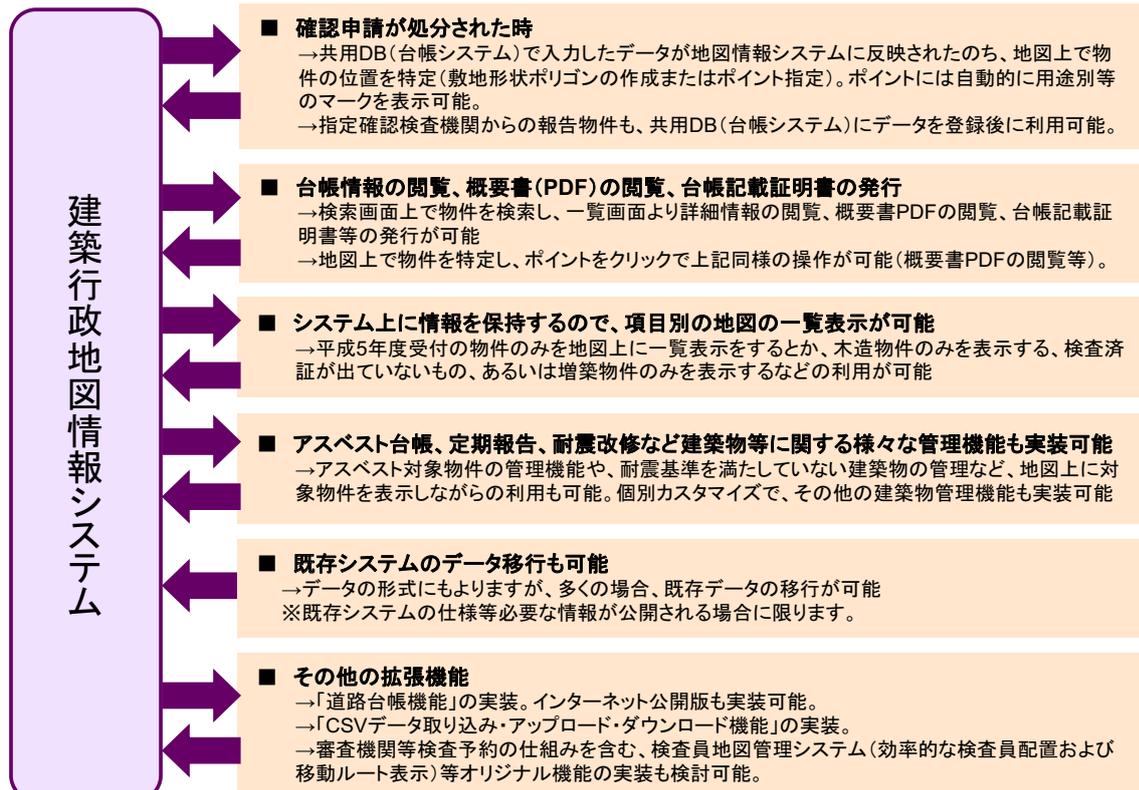
ICBA地図情報システム

一般財団法人 建築行政情報センター

■ システムの特徴

建築行政地図情報システム

特定行政庁で行う建築行政の実務と、地図システムで行えることとの関係を示す(一部指定確認検査機関でも利用可)。



一般財団法人 建築行政情報センター

■ 建築行政地図情報システム概要

- 直感的な操作性で誰でもすぐ使える
- インターネットが使えるパソコンがあればOK
- 共用DB(台帳システム)との自動データ連携
- 道路情報のインターネット公開ができる

様々な検索機能で、目的の道路を選定できます。その付近の住所を入力することで、目的の場所をすばやく表示すること、ズームアップやダウン機能で探すことも容易です。

行政庁内では、建築物表示と併せての利用が可能です。

道路は、道路ごとにWeb公開をするか、しないかを設定できます。

行政庁ごとに、どこまでの内容を公開するかを個別カスタマイズできます。例えば道路種別まで、あるいは調査の表示までなど。もちろん行政庁内では全ての情報が閲覧、編集が可能です。

地図上の表示情報から、詳細情報、PDF(概要書)の閲覧、処分等概要書の出力、台帳記載証明書の作成が簡単にできます。

豊富な検索機能で、特定の設計者の物件や大規模建築物の特定も容易です。

ピンをクリックすれば、その物件の情報が表示されます。ポリゴン(敷地)をクリックすれば、その敷地内にあるピンを含む全ての情報が表示されます。複数の申請が一覧表示されることで、確実に目的の申請を特定できます。

道路クリックで、道路調書の閲覧が可能です。添付資料の閲覧(PDFや画像)も閲覧可能です。

建築物情報閲覧

道路情報閲覧

一般財団法人 建築行政情報センター

■ 物件検索機能イメージ

建築行政地図情報システムの物件検索機能についての画面のイメージです。ログイン後、最初にこの画面を表示することも可能です。

- 基本検索項目:**
 キーワード検索はスペースで区切ることで複数ワードの検索が可能です。検索対象項目を指定することも可能です。
 検索対象は共用DB上に登録されている情報です。
- 詳細検索項目:**
 通常は表示しませんが、詳細検索をクリックした際に、入力項目を表示します。選択項目はマスターデータにて増減できます。
 検索対象は共用DB上に登録されている情報です。
- 地図作業検索項目:**
 位置指定に関する項目、行政庁様オリジナルの物件に関するフラグ(物件情報)に関する検索が可能です。
 検索対象は地図システム上に登録されている情報です。

建築行政地図情報システム

ホーム 物件検索 地図検索 新規物件 マスターデータ管理 ユーザー管理 ログアウト
ホーム 物件管理 こんにちは、○○さん

物件検索

キーワード	<input type="text" value=""/>					全て
審査・報告種別	審査	一般計画区分	確認申請	物件種別	建築物	申請区分 確認申請
受付年度	平成	受付番号	<input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/>		取止め・取下げを含む	
確認年度	平成	確認番号	<input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/>			
物件日付	確認日	<input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/>				
用途地域	<input type="checkbox"/> 第一種住居専用地域 <input checked="" type="checkbox"/> 第二種住居専用地域 <input type="checkbox"/> 住居地域 <input type="checkbox"/> 近隣商業地域 <input type="checkbox"/> 商業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域(第二種特別工業地区) <input type="checkbox"/> 第一種低層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第二種中高層住居専用地域 <input type="checkbox"/> 第一種住居地域 <input type="checkbox"/> 準工業地域(特別工業地区)					
防火地域	<input type="checkbox"/> 防火 <input type="checkbox"/> 準防火					
その他の区域地域	<input type="checkbox"/> 新防火地域 <input type="checkbox"/> 高度地区(第一種) <input type="checkbox"/> 高度地区(第二種) <input type="checkbox"/> 高度地区(第三種) <input type="checkbox"/> その他					
主要用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 長屋 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 車庫 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他					
工事種別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改装 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> その他					
地上階数	<input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/>					
敷地面積(m ²)	<input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/>					
延べ面積(m ²)	<input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/>					
位置特定	<input type="checkbox"/> ポリゴン有 <input type="checkbox"/> ピン有 <input type="checkbox"/> 位置情報無					
物件情報	<input type="checkbox"/> アスベスト調査対象物件 <input type="checkbox"/> ○○物件					
位置物件情報日付	最終編集日時 <input type="text" value=""/> ~ <input type="text" value=""/>					
位置物件情報登録者	最終編集者 <input type="text" value=""/> すべて <input type="text" value=""/> 検索対象 <input type="text" value=""/> <input type="text" value=""/> 表示件数 <input type="text" value="30件"/>					
<input type="button" value="検索する"/>						

■ 物件検索結果一覧イメージ

物件検索後、抽出された物件は一覧表示されます。この一覧から、詳細表示、地図表示、概要書閲覧、各種帳票を出すことも可能です。

28125件中1~10件目を、受付年月日の降順で表示しています。 後の10件→

↓ 受付年月日	受付番号	建築主	建築地	↓ 主要用途	↓ 構造	↓ 延べ面積	地上階数	地下階数	↓ 最終更新日時
平成24年02月21日	H23確変建築第10001号 [詳細]	株式会社A	東京都中央区新富町2-403-1	共同住宅	RC(鉄筋コンクリート造)	2392.130	5		2012/10/24 14:27
平成24年02月20日	H23確申建築第10002号 [詳細]	株式会社B	東京都中央区新富町1-128-30	専用住宅	W(木造)	92.590	3		
平成24年02月20日	H23確申建築第10003号 [詳細]	株式会社C	東京都中央区新富町2-67-50	専用住宅	W(木造)	100.810	2		
平成24年02月20日	H23確申建築第10004号 [詳細]	株式会社D	東京都中央区新富町1-83-16	専用住宅	W(木造)	92.330	2		
平成24年02月20日	H23確申建築第10005号 [詳細]	株式会社E	東京都中央区新富町2-1276-1の一部	長屋	W(木造)	246.290	2		
平成24年02月15日	H23確申建築第10006号 [詳細]	株式会社F	東京都中央区新富町2-240-1	寺院	RC(鉄筋コンクリート造)	995.420	3		
平成24年02月15日	H23確申建築第10007号 [詳細]	株式会社G	東京都中央区新富町4-8-7	専用住宅	木造(2×4)	70.790	3		

28125件中1~10件目を、受付年月日の降順で表示しています。 後の10件→

物件検索結果画面一覧は、検索画面の下に表示されます。
すなわち、結果一覧画面を上スクロールすることで、再度検索条件を追加、削除しての再建築が可能です。

「詳細」をクリックすることで、その物件の詳細情報を閲覧することができます。
台帳記載証明書の発行や概要書PDFの閲覧なども、ここでを行います。

検索結果一覧は、各項目横の矢印をクリックすることで、その表示順番を変えることができます。

抽出した物件情報をCSVデータとしてエクスポートする機能を実装することも可能です。

抽出した物件詳細情報をまとめて閲覧したり、印刷する機能を実装することも可能です。

■ 地図機能(地図表示領域 その1)

建築行政地図情報システムの地図検索機能についての基本仕様画面は、左側に操作・表示領域、右側に地図表示領域となります。

レイヤ表示で、住宅地図や他地図データを表示した際に、Google Maps (ベースマップ) 上に透過して表示することが可能です。その透過率はスライダーで任意に設定できます。

Google Maps (ベースマップ) で提供している航空写真を表示することが可能です。

Google Maps (ベースマップ) で提供しているストリートビューが利用できる場所は、同様に利用可能です。

拡大縮小、移動は、Google Mapsの機能と同じです。

この領域で、表示設定や検索等を行い、その結果が右側の地図表示領域に反映されます。

ピンやポリゴンの上にカーソルを置くと確認番号が表示され、クリックするとその物件の概要がポップアップで表示されます。その中の一番下、「詳」をクリックすると、物件詳細情報が閲覧できます。「添1」は概要書PDF等添付図書を閲覧することができます。なお、台帳記載証明は「詳」をクリック後に発行することが可能です。

■ 地図機能(地図表示領域 その2)

ポリゴン(敷地形状)作成を行った場合、以下のような表示になります。

確認年月日	確認番号	主要用途	延べ面積	敷地情報	物件詳細
平成5年08月23日	H06確認建築 0077	一戸建ての住宅	175.39	【ポリゴン】特定(新)	註 添1 処 台
平成1年03月31日	S63確認建築 004103	専用住宅	155.26	【ポリゴン】特定(新)	註 添1 処 台
昭和59年09月18日	S59確認建築 000005	事務所併用住宅	21.32	【ピン】特定(旧)	註 添1 処 台
昭和51年06月09日	S51確認建築 000031	専用住宅	45.42	【ポリゴン】特定(新)	註 添1 処 台

ポリゴン(敷地形状)の上でクリックをすると、そのクリックした場所にかかる全てのポリゴン(敷地)と、そのポリゴン上にある全てのピンに紐づく物件情報が一覧表示されます。

例えば、同じ敷地で、増改築の申請が何度も出されたりした場合に、一覧表示されるので、的確に目的の申請情報を閲覧することが可能です。

なお、この欄にどのような情報を載せるのかは、行政庁様と協議して決定します。

ポリゴンやピンの色は凡例に従います。

これら分類は行政庁様との協議により、決定します。

■ 地図機能(操作・表示領域 その1)

操作・表示領域はタブにて切り替えが可能です。

検索

- 「反映する」ボタンをクリックで、下記の条件に合った物件だけを地図上に表示します。
- 現在地図上に表示されている物件の内、対象のキーワードが物件情報に含まれるものだけを表示します。検索対象の項目を建築主や設計者等限定できます。
- 受付あるいは確認日を限定した表示が可能です。(例)H5年～H8年に確認が下りた物件のみを表示。
- 例えば確認は下りたが、完了検査済証を出していないところを、地図上で一覧表示したりすることも可能です。
- チェックした用途である物件のみを表示します。(例)事務所のみなど
- チェックした構造である物件のみを表示します。(例)鉄骨造のみなど
- 法6条1項区分での物件表示が可能です。
- 延床面積を指定しての物件表示が可能です。

検索結果

- 40件中1～40件目を表示しています。
- 地図内に表示されている物件件数が表示されます。
- 検索した結果、対象となった物件が地図上に表示されますが、その物件の詳細な情報一覧がこのタブに表示されます。例えば、数十件の中から少し詳しい内容を確認しながら物件を特定したい時などに便利です。
- 地図との境をクリックし左右に動かすことで、表示領域を変更することが可能です。
- 「物件詳細」をクリックすると、その物件の詳細情報が閲覧できます。概要書PDFの閲覧、台帳記載証明書の発行などはここから行います。

■ 地図機能(操作・表示領域 その2)

操作・表示領域はタブにて切り替えが可能です。

Info

- 地図の中心点の住所情報が表示されます。
- その行政庁の全域を表示したり、地区全域を表示したりすることが可能です。
- 年度ごとの住宅地図、その他地図データ、航空写真など、レイヤとして地図に重ねることが可能です。
- ベースマップはGoogleとなります。
- ゼンリンとの契約で、ゼンリン紙地図のページおよびメッシュ情報の入力から、その場所を表示することが可能です。

表札検索

- ゼンリンとの契約で、ゼンリンが保有する建物情報を閲覧することが可能です。
- 検索はゼンリンが保有する表札に対して可能です。
- 左図は、「木村」様を検索した際の結果です。
- 移動をクリックすると、地図の中心にその対象が表示されます。
- ※これは、各行政庁様が入力されたデータとは無関係です。

凡例

- 地図上に表示されるピンやポリゴンの色に関する説明です。
- この色分けは、行政庁ごとにカスタマイズすることが可能です。

■ 台帳記載証明書とPDFについて

地図上から簡単に台帳記載証明書などのオリジナル帳票の発行と、PDFの閲覧・印刷が可能です。

建築確認台帳証明書

建築主氏名	建築 一郎		
建築場所	南北区中央1丁目2番地3号		
主要用途	専用住宅		
工事種別	新築		
構造	木造		
面積	敷地面積 123.56 m ²	建築面積 80 m ²	延べ面積 150.22 m ²
建築確認 年月日・番号	建築主事 山川健一 平成 24 年 5 月 7 日 第 30001 号		
検査済証交付 年月日・番号	指定確認検査機関 Uホームズ株式会社 平成 24 年 8 月 20 日 第 12、A-3210-01 号		
備考	〇〇〇〇		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇〇〇長 確認 太郎

- 各行政庁オリジナルの様式に合わせます。
- 建築主等必要事項をセットします。
- 申請書も同時に作成することも可能です。
- 出力後の内容修正にも対応しています。
- 知事等不在時に他のテンプレートを利用することが可能です。
- 自動採番機能もご相談に応じて実装可能です。
- 印影を画像として取り込むことも可能です。

概要書や過去の紙の台帳のPDFを、入力データに関連付けることで閲覧可能となります。

■ システムご提供に関して

建築行政地図情報システムのご提供に関して、注意点その他を記述しています。

》 建築行政地図情報システムは、インターネットASPサービスとなります。

台帳・帳簿登録閲覧システムは、LGWAN利用のASPサービスです。当システムは汎用的なベースマップを利用した仕組みですので、インターネットASPサービスとなります。ただ、台帳・帳簿登録閲覧システムに登録したデータは、自動的に建築行政地図情報システムに登録されますので、一体的な運用が可能です。インターネット回線に接続するにあたっては、個人情報保護審査会の要求水準を満たす十分な安全対策を講じます。



》 ベースマップは、Google Mapsとなります。

ベースマップはGoogle mapsとなります。オプションでゼンリン表札情報が利用可能です。

■ Google maps …… 航空写真やストリートビューの利用も可能です。

※ゼンリン住宅地図の利用で、最新の表札情報の閲覧や検索が可能となります。

※Google mapもゼンリンより情報を受けているため、ゼンリンと同様の表札(但し、集合住宅名称や公共建築物のみ)や家型等の表示が見ることができます。

※ゼンリンは、市区町村単位の契約となります(別途費用)。

問合せ先: 建築行政研究所 眞田・磯永(直通TEL: 03-5206-6132 E-mail: gr-kenkyu@icba.or.jp)

お問い合わせ

一般財団法人建築行政情報センター（ICBA）

03-5225-7706 mail dbinfo@icba.or.jp

（担当 目黒、荘野、久保）

※出張が多いため、なるべく電子メールでのご連絡をお願いします